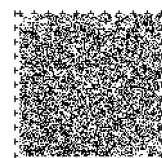


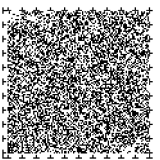
# 第4次富田林市障がい者計画

2018(平成30)年度～2026年度



 2018(平成30)年3月  
富 田 林 市





## はじめに

近年、我が国では「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」をはじめとする国内法の整備が行われ、2014（平成26）年1月には国際連合の「障害者の権利に関する条約」を批准するなど、障がい者の権利実現に向けた取り組みの強化が期待されています。

本市におきましては、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でお互いに支え合い、助け合い、人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現に向け、2008（平成20）年に「第3次富田林市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ソーシャル・インクルージョン」の基本理念に基づき、障がい者福祉施策を充実し、福祉のコミュニティづくりをはじめとする様々な施策に取り組んできたところです。

このような中で、「第3次富田林市障がい者計画」が2017（平成29）年度をもって最終年度となることから、引き続き、共生社会の実現に向け、2018（平成30）年度を初年度とする9か年計画の「第4次富田林市障がい者計画」を策定いたしました。

基本理念に掲げる、「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」の実現に向けて、市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

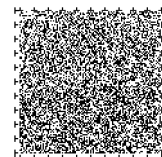
最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケートやパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、2年間に渡ってご議論いただきました障がい者施策推進協議会委員の皆様、またヒアリングやアンケートにご協力をいただきました関係団体、関係事業所の皆様に、心より厚くお礼申し上げます。

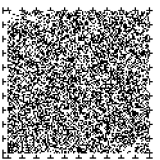
2018（平成30）年3月



富田林市長

多田利喜





# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格	7
3	計画の対象	7
4	計画の期間	8
5	計画の策定体制	8

## 第2章 富田林市の障がい者（児）の現状

1	富田林市の障がい者（児）を取り巻く現状	9
2	第3次障がい者計画の課題	37

## 第3章 基本理念と基本方針

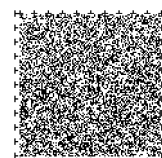
1	基本理念	42
2	基本方針	42
3	施策の体系	45

## 第4章 基本施策別の方向性と取り組み

1	ともに安心して暮らせる地域づくり ～理解促進～	46
2	安心で快適に暮らせるまちづくり ～生活支援～	50
3	誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり ～生活環境～	55
4	子どもの特性に応じた保育・教育環境づくり ～教育・育成～	58
5	自分に合った働き方が実現できる環境づくり ～雇用・就業～	61
6	健康に暮らし続けられる環境づくり ～保健・医療～	63
7	ふれあい、支え合うまちづくり ～情報・コミュニケーション～	66

## 第5章 計画の推進

1	施策相互の連携・ネットワーク化	68
2	国、大阪府、近隣市町村との連携	68
3	市民、民間団体、事業者との連携	68
4	点検および評価の考え方	68



## 資料編

1	策定経過	70
2	富田林市障害者施策推進協議会条例	72
3	富田林市障がい者施策推進協議会 委員名簿	74
4	用語の解説	75

### 音声コード付与について

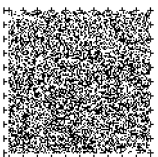
この計画には、目の不自由な方等への情報提供に役立てられている「音声コード」を採用しています。なお、文字数の制限等により、内容が異なる場合があります。

### 「害（がい）」の字の表記について

市が作成する文章等において、マイナスのイメージのある「害」の漢字をできるだけ用いないようにしています。この計画書では、通常「障害」と漢字表記にする名称についても、すべてひらがなで表記しています。ただし、法律等の固有名詞はそのまま表記しています。

### 元号の表記について

本計画において、2019年5月1日より新元号への改元が予定されているため、同年同月以降を西暦表記のみとしております。



## 第1章

## 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

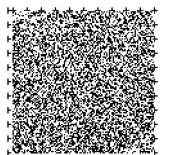
近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉に対するニーズはますます複雑化・多様化しており、障がいのあるすべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、地域でともに支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現が求められています。

このような中、国では「障害者の権利に関する条約\*（以下、「障害者権利条約」という。）」の批准\*に向けて、「障害者基本法」をはじめとして「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」や「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」等、関連法令の整備を行ってきました。そして、2014（平成26）年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この条約の批准により、障がいのある人の権利の実現に向けた取り組みの一層の強化や、人権尊重の推進等、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することが期待されています。

本市では、2008（平成20）年3月に「第3次富田林市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション\*」、「リハビリテーション\*」、「ソーシャル・インクルージョン\*」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域・家庭において自立した生活が送れるよう、障がい者施策を充実するとともに、地域に密着したサービスの提供や地域での支え合い、助け合いを充実し、みんなで支え合う福祉のコミュニティづくりを進めてきました。

「第3次富田林市障がい者計画」の計画期間が、2017（平成29）年度をもって終了することから、社会情勢やニーズ等を踏まえながら、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに2018（平成30）年度を初年度とした「第4次富田林市障がい者計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画は、社会情勢やニーズ等を踏まえるとともに、障がいのある人とない人が分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、本市の障がい者施策を計画的に取り組むための基本方針を示すものです。



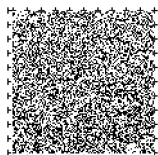
## ◆法改正等の動き

### (1) 障害者基本法の改正

公布・施行 改正年月	2011（平成23）年8月 改正、公布、施行
背景	2009（平成21）年12月、政府は「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備等を行うため、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下で、障がい当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催しました。今回の法改正は、同会議が2010（平成22）年12月にとりまとめた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を踏まえてなされたものとなっています。
主な内容	<p>○障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する権利主体としてとらえ、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを法の目的として新たに規定。</p> <p>○障がいのある人が日常生活等において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生じるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の定義を見直し。</p> <p>○障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を図るにあたり、重んじるべき事項として、①「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、②「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が新たに規定。</p> <p>○「合理的配慮」をしないことも差別であるという権利条約の趣旨を踏まえ、障がいのある人への差別とならないよう、障がいのある人が個々の場合において社会的障壁の除去を必要とし、かつ、そのための負担が過重でない場合には、その障壁を除去するための措置が実施されなければならない旨が新たに規定。</p>

### (2) 障害者総合支援法の施行

公布・施行 改正年月	2012（平成24）年6月 公布、2013（平成25）年4月 施行、 2016（平成28）年6月 改正、一部施行（2018（平成30）年4月 施行予定）
背景	「障害者権利条約」を批准するにあたり、「障害者基本法」の改正、「障害者雇用促進法」の改正、「障害者差別解消法」の制定等、種々障がいのある人に関する法制度の見直しが行われてきました。2012（平成24）年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」もその一つであり、「障害者自立支援法」の題名を「障害者総合支援法」とし、障がいのある人が基本的人権を享有する個人として尊重されることを法律の目的や基本理念に盛り込むなどの改正が行われました。
主な内容	<p>○障がい者の範囲に難病患者等が加えられ、症状の変動等により、障がい者手帳の取得はできないが必要と認められた人に対して、障がい福祉サービス等の提供が可能となる。</p> <p>○「共同生活介護」（ケアホーム）を「共同生活援助」（グループホーム）に統合し一元化、「重度訪問介護」の対象拡大等。</p> <p>○地域生活の支援として「自立生活援助」「就労定着支援」のサービスや「高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する仕組み」が新たに追加され、「重度訪問介護」の訪問先を拡大。</p>





### (3) 障害者虐待防止法の施行

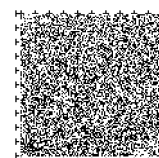
公布・施行 改正年月	2011（平成23）年6月 公布、2012（平成24）年10月 施行
背景	障がいのある人への虐待は尊厳を侵害するもので、防止することが極めて重要であり、また「障害者権利条約」においても「第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由」で、障がい者虐待への適切な対応を求めていることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法」）」が成立し、施行されました。
主な内容	○何人も障がいのある人を虐待してはならない旨の規定、障がいのある人の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。 ○「障がい者虐待」を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障がい者虐待防止等に係る具体的対応を定める。 ○就学する障がいのある子ども、保育所等に通う障がいのある子どもおよび医療機関を利用する障がいのある人に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長および医療機関の管理者に義務付ける。

### (4) 障害者差別解消法の施行

公布・施行 改正年月	2013（平成25）年6月 公布、2016（平成28）年4月 施行
背景	「障害者権利条約」は、障がいのある人への差別禁止や尊厳と権利を保障することを義務付けた国際人権法に基づく人権条約であり、差別のとらえ方やその類型といった総論的な議論を踏まえ、障がいのある人への差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」が成立し、施行されました。
主な内容	○行政機関等および事業者が事務または事業を行うにあたり、障がいを理由として障がいのない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。 ○行政機関等および事業者が事務または事業を行うにあたり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、性別、年齢および障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

### (5) 障害者優先調達推進法の施行

公布・施行 改正年月	2012（平成24）年6月 公布、2013（平成25）年4月 施行
背景	障がい者就労施設等で就労する障がいのある人、在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関が、物品やサービス（役務）を調達する際、障がい者就労施設等からの調達を推進するために制定されました。
主な内容	○国および独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるにあたって法定雇用率を満たしていること、または障がい者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮するなど、障がいのある人の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。 ○障がい者就労施設等は、単独でまたは相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上および供給の円滑化に努める。

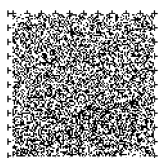


## (6) 障害者雇用促進法の改正

公布・施行 改正年月	2013（平成 25）年 6 月 改正、2016（平成 28）年 4 月 公布、施行 （一部 2018（平成 30）年 4 月 施行予定）
背景	2016（平成 28）年の改正では、雇用の分野での障がいのある人に対する差別が禁止され、「合理的配慮」の提供が義務化されました。「障害者権利条約」には、「障がい」は障がい者ではなく、社会がつくりだしているという「社会モデル」の考えが反映されており、今回の改正もその考えに準じています。
主な内容	<p>【2016（平成 28）年 4 月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○募集・採用、賃金、配置、昇進等の雇用に関するあらゆる局面で、「障がい者であることを理由に障がい者を対象から排除すること」「障がい者に対してのみ不利な条件を設けること」「障がいのない人を優先すること」は、障がい者であることを理由に差別することになり、そのような差別行為は禁止する。</li> <li>○障がいのある人が働くにあたっての支障を改善する「合理的配慮」の提供が義務化。</li> <li>○障がいのある人に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障がいのある人からの苦情を自主的に解決することが努力義務。</li> </ul> <p>【2018（平成 30）年 4 月施行予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定雇用率の算定基礎に、これまでの身体障がいのある人、知的障がいのある人に加え、精神障がいのある人が新たに加わる。</li> </ul>

## (7) 児童福祉法の改正

公布・施行 改正年月	2016（平成 28）年 6 月 改正、公布、施行 （一部 2018（平成 30）年 4 月 施行予定）
背景	「児童福祉法」において、すべて国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとされています。2012（平成 24）年 4 月には障がい児通所支援等が創設され、今回、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われます。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設。</li> <li>○保育所等の障がいのある子どもに発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がいのある子どもに対象を拡大。</li> <li>○医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努める。</li> <li>○障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定すると規定。</li> </ul>

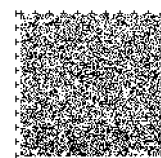


## (8) 精神保健福祉法の改正

公布・施行 改正年月	2013（平成25）年6月 改正、2014（平成26）年4月 公布、施行
背景	精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、精神障がいのある人の医療に関する指針（大臣告示）を策定し、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しなどを行うため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」が改正されました。
主な内容	<p>○主に家族がなる保護者には、精神障がいのある人に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっているなどの理由から、保護者に関する規定を削除する。</p> <p>○医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とする。</p> <p>○精神科病院の管理者に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談および指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置</li> <li>・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携</li> <li>・退院促進のための体制整備を義務付ける。</li> </ul> <p>○精神医療審査会に対し、退院等を請求できる者として、入院者本人とともに、家族等を新たに規定する。</p>

## (9) 発達障害者支援法の改正

公布・施行 改正年月	2016（平成28）年6月 公布、2016（平成28）年8月 施行
背景	「発達障害者支援法」が2005（平成17）年4月に施行されましたが、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援等、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められており、発達障がいのある人への支援の一層の充実を図るため「発達障害者支援法」が改正されました。
主な内容	<p>○発達障がいのある人への支援は「社会的障壁」を除去するために行う。</p> <p>○教育・福祉・医療・労働等が緊密に連携し、切れ目のない支援を行う。</p> <p>○司法手続きで意思疎通の手段の確保のための適切な配慮をする。</p> <p>○国および都道府県は就労の定着を支援。</p> <p>○教育現場において個別支援企画、指導計画の作成を推進。</p> <p>○都道府県および政令市に關係機関による協議会を設置。</p>

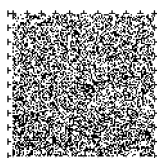


## (10) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

公布・施行 改正年月	2014（平成26）年5月 公布、2015（平成27）年1月 施行
背景	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査および研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されました。
主な内容	○難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立。 ○難病の医療に関する調査および研究の推進。 ○療養生活環境整備事業（難病相談支援センター事業、特定疾患医療従事者研修事業等）を実施。

## (11) 成年後見制度利用促進法の施行

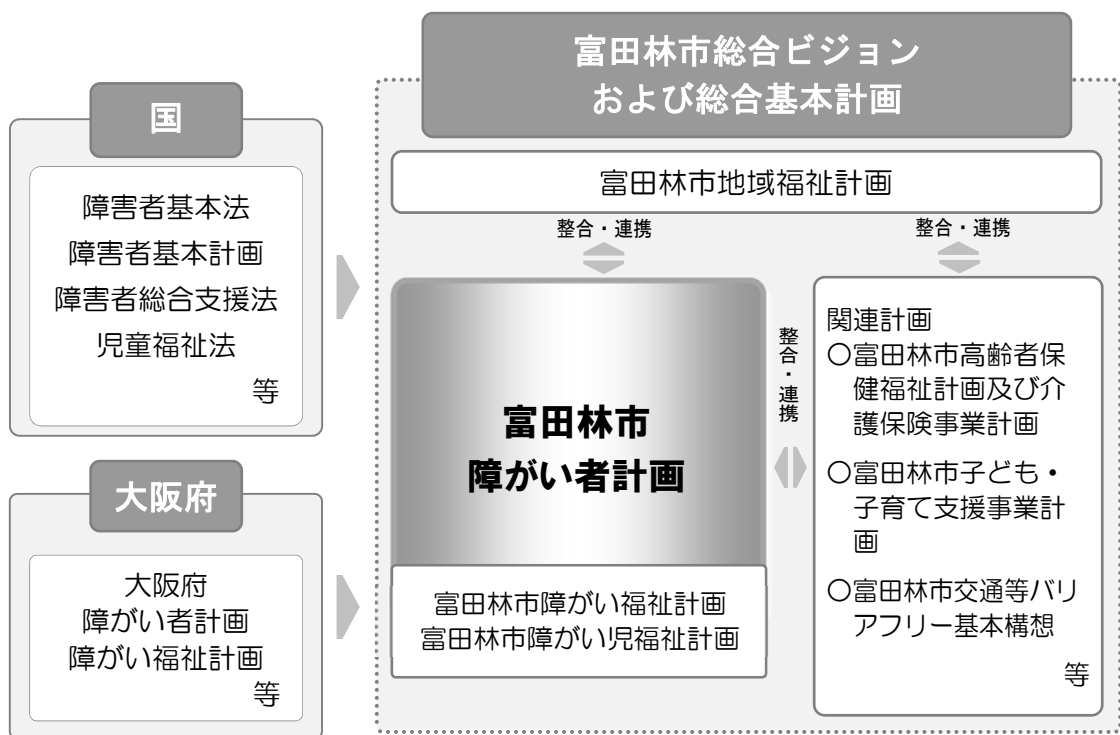
公布・施行 改正年月	2016（平成28）年4月 公布、2016（平成28）年5月 施行
背景	社会のさらなる高齢化を見据え、認知症や知的障がいのある人、その他精神上的障がい等で判断能力が不十分な人に代わり財産管理や契約行為を行うことができる「成年後見制度」の利用促進を図るため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。
主な内容	○地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進。 ○地域における成年後見人等となる人材の確保。 ○関係機関等における体制の充実強化。



## 2 計画の性格

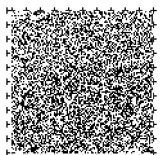
本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けています。

また、国が策定した「障害者基本計画」や大阪府が策定した「障がい者計画」をはじめ、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」や本市における個別計画との整合を図り、今後9年間の基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。



## 3 計画の対象

本計画では、障がい者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活または社会生活の中で何らかの制限を受ける人を計画の対象とします。



## 4 計画の期間

本計画は、2018（平成30）年度から2026年度までの9年間を計画期間とします。なお、人口動態や施策の進捗状況、社会経済環境の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて内容の見直しを行います。

## 5 計画の策定体制

### （1）計画策定の機関

本計画は、本市の関係各課の代表者で構成される「富田林市障がい者計画策定委員会」および障がいのある人の代表、障がい福祉に関する事業に従事する人、学識経験者、市議会議員代表、関係行政機関の職員等で構成する「富田林市障がい者施策推進協議会」において協議または審議し、その意見を踏まえて策定しました。

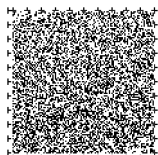
### （2）障がい者のニーズ把握と計画への反映

本計画の策定にあたっては、障がい者施策に関する意見や障がいのある人の生活実態等を把握することを目的として、市民を対象にアンケート調査を行いました。

また、障がい者団体を対象としたヒアリング調査や指定特定相談支援事業所等を対象としたアンケート調査を行いました。

### （3）パブリックコメントの募集

本計画の策定にあたっては、市民の意見を踏まえた計画とすることを目的として、素案の段階で公表し、意見の募集を行いました。



第2章

# 富田林市の障がい者(児)の現状

## 1 富田林市の障がい者(児)を取り巻く現状

### (1) 人口

本市の人口は減少傾向にあり、2016(平成28)年度では113,709人と、2007(平成19)年度からこれまでの間に約8,800人減少しています。

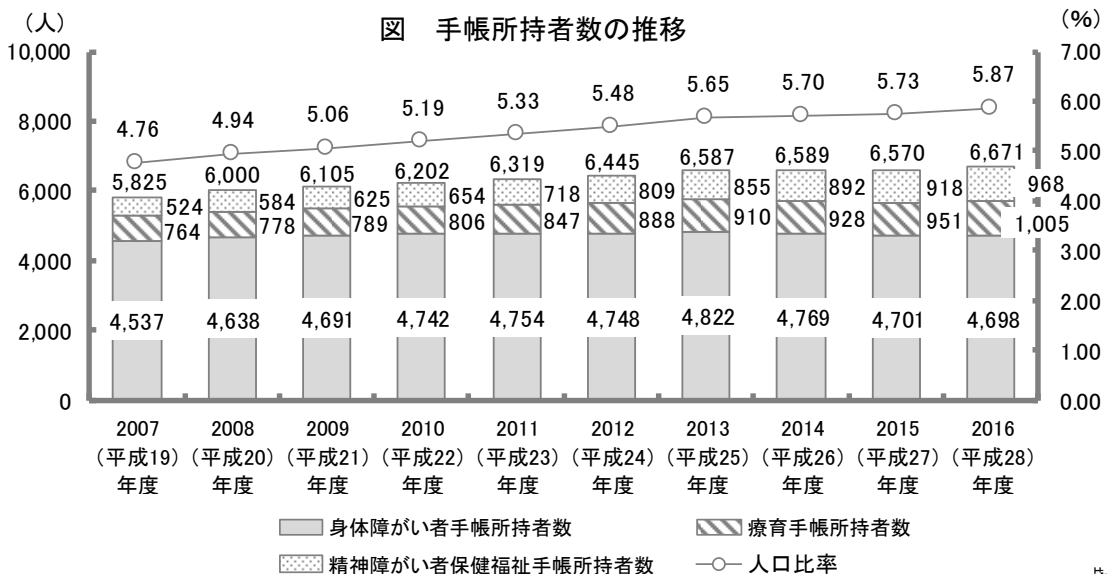
その一方で、障がい者手帳所持者の数は増加傾向にあり、2016(平成28)年度には6,671人と、2007(平成19)年度から約850人増加しています。

図 総人口の推移

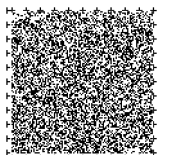


資料：住民基本台帳(各年度末)

図 手帳所持者数の推移



資料：庁内資料(各年度末)

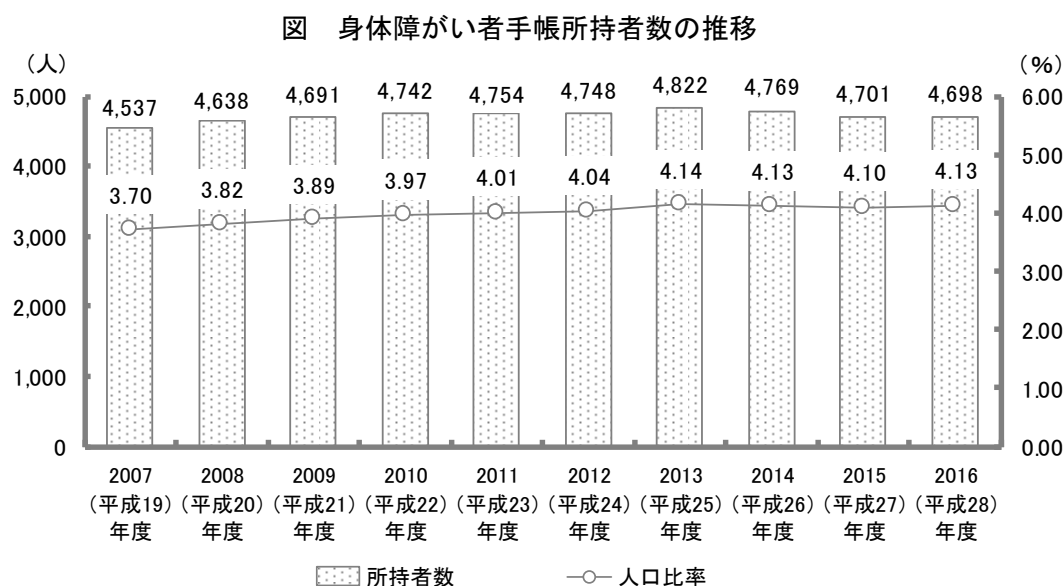


## (2) 障がい者（児）の状況

### ① 身体障がい者（児）

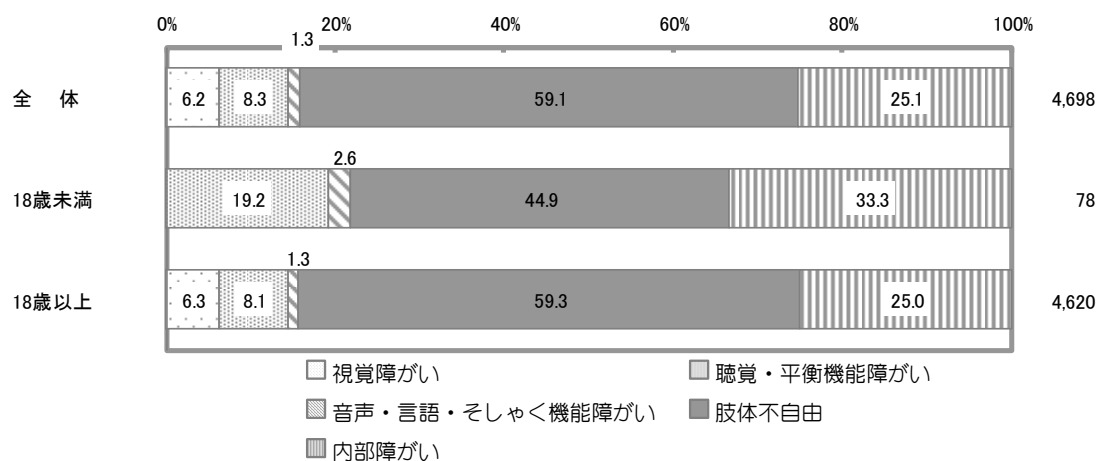
身体障がい者手帳所持者の数は、2013（平成25）年度をピークに、2014（平成26）年度以降は減少しており、2013（平成25）年度から2016（平成28）年度で約120人減少しています。総人口に占める身体障がい者手帳所持者の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、約4%となっています。

2016（平成28）年度時点の身体障がい者手帳所持者の内訳は、肢体不自由が約6割、内部障がい（2割半ば）となっています。また、18歳未満では聴覚・平衡機能障がい、内部障がいの占める割合が、18歳以上に比べ高くなっています。

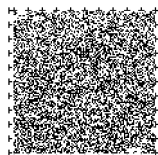


資料：庁内資料（各年度末）

図 年齢別・身体障がい者手帳所持者の障がい部位割合



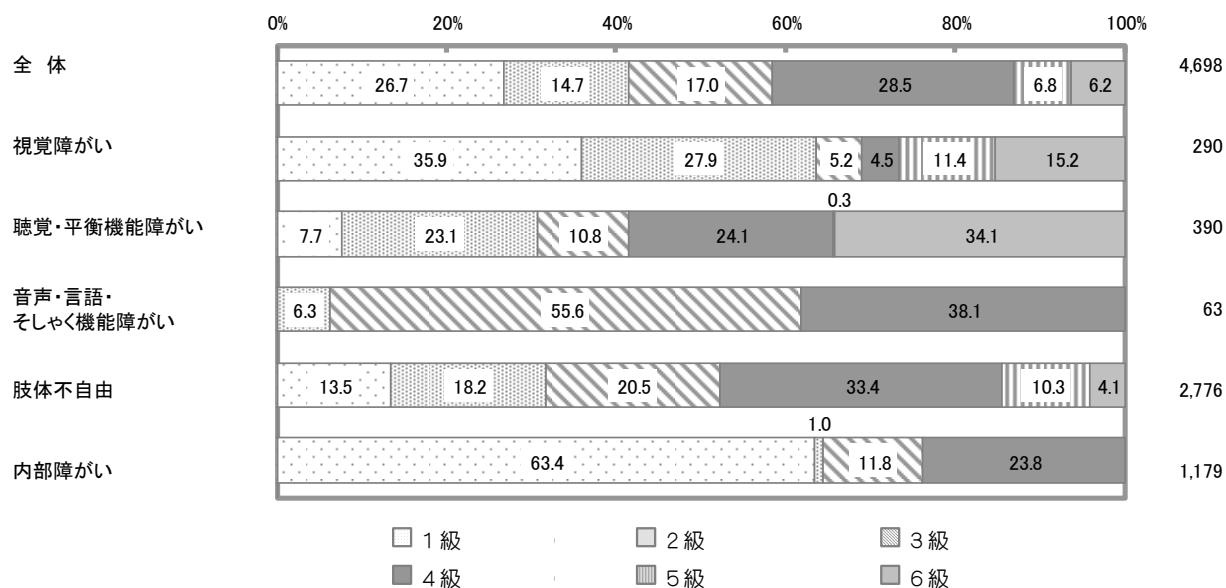
資料：庁内資料（2016（平成28）年度末）



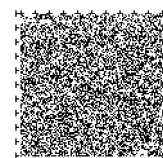


2016（平成 28）年度時点の部位別の身体障がい者手帳所持者の等級割合については、内部障がいでは、1級が約6割を占めています。また、音声・言語・そしゃく機能障がいでは、3級が5割半ばを占めています。

図 部位別・身体障がい者手帳所持者の等級割合



資料：庁内資料（2016（平成 28）年度末）

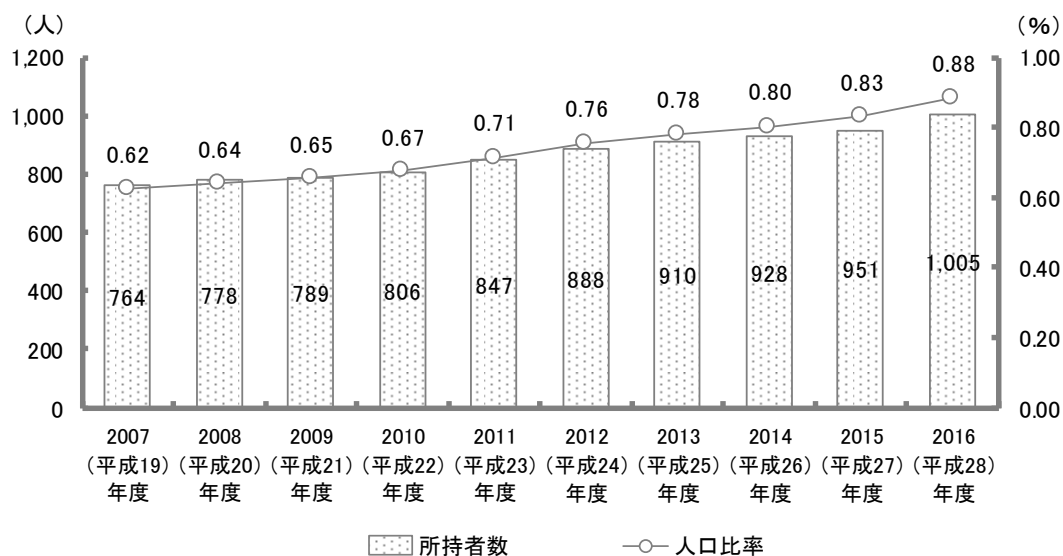


## ② 知的障がい者（児）

療育手帳所持者の数は増加しており、2016（平成 28）年度には 1,000 人を超えています。また、総人口に占める割合も上昇しており、2016（平成 28）年度には 0.88%となっています。

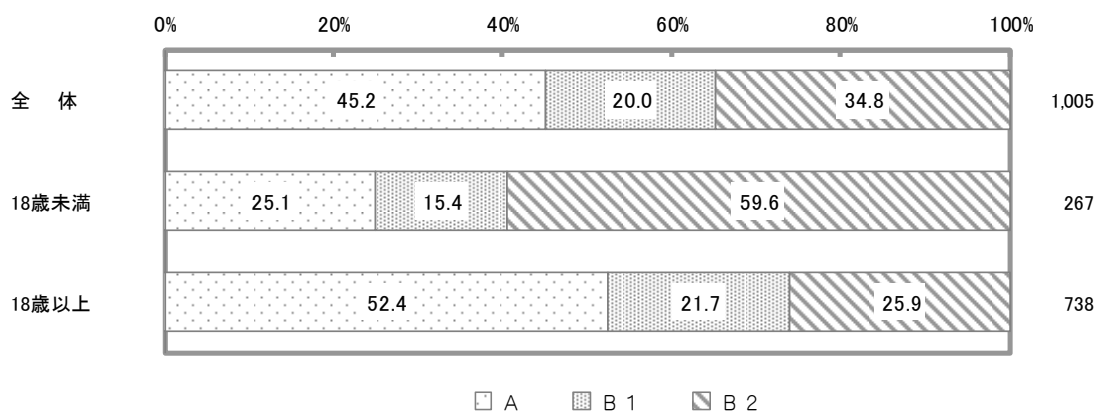
療育手帳所持者の内訳をみると、A 判定が約半数を占めていますが、18 歳未満に限定してみると、B 2 判定が約 6 割となっています。

図 療育手帳所持者数の推移

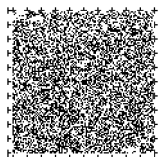


資料：庁内資料（各年度末）

図 年齢別・療育手帳所持者数の判定割合



資料：庁内資料（2016（平成 28）年度末）

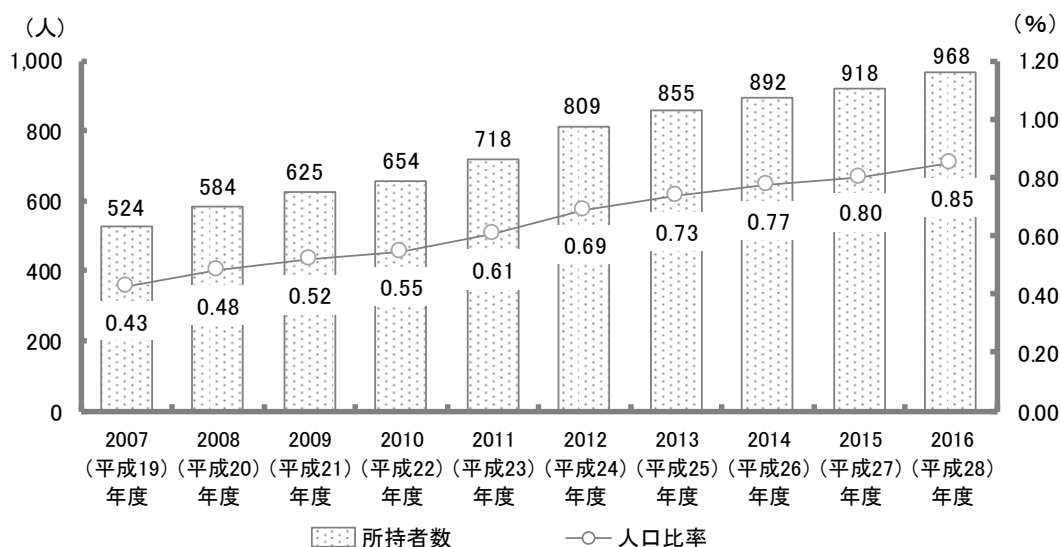


③ 精神障がい者(児)

精神障がい者保健福祉手帳所持者の数は増加しており、2016(平成28)年度には968人となっています。また、総人口に占める割合も上昇しており、2016(平成28)年度は0.85%となっています。

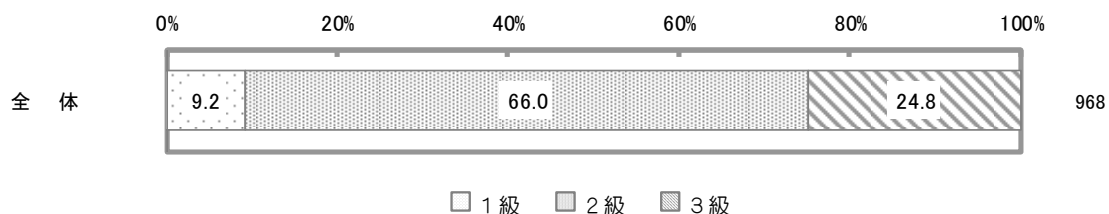
等級別の割合をみると、約7割の人が2級となっています。

図 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

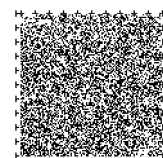


資料：庁内資料（各年度末）

図 精神障がい者保健福祉手帳所持者の等級別割合

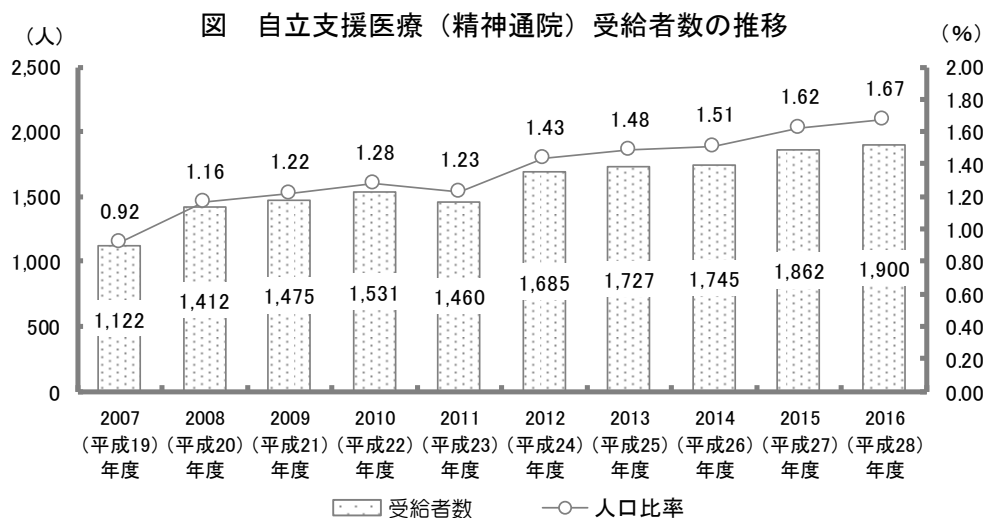


資料：庁内資料（2016（平成28）年度末）



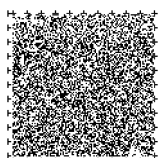
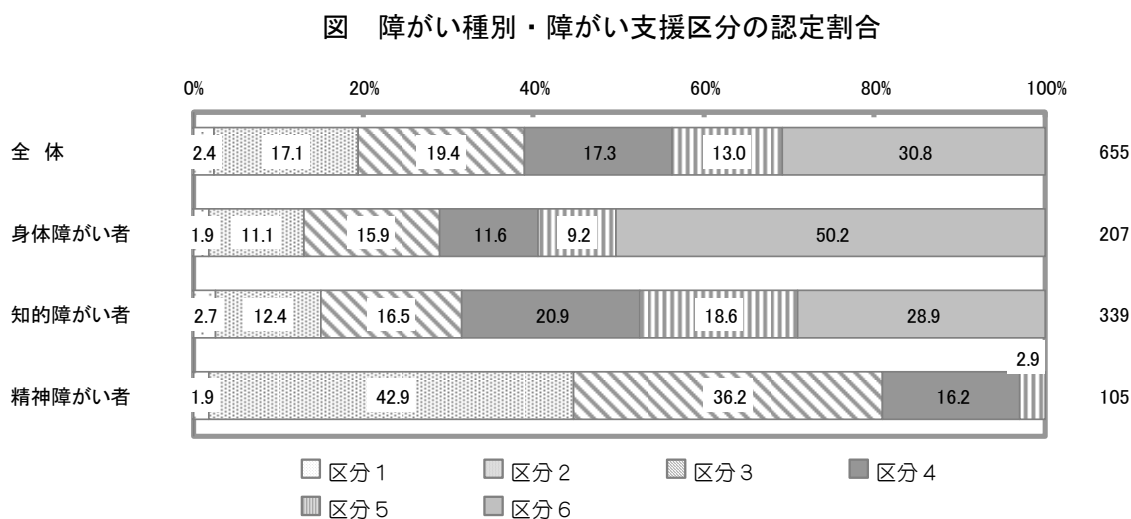
#### ④ 自立支援医療（精神通院）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、受給者数、人口比率とも増加し、2016（平成28）年度には1,900人（人口比率1.67%）となっています。



#### ⑤ 障がい支援区分の認定状況

障がい支援区分※の認定状況は、全体では区分6が3割を超えています。障がい種別で見ると、精神障がいのある人では区分2が約4割、区分3が3割半ば、身体障がいのある人では区分6が約5割となっています。



### (3) アンケート調査

#### ① アンケート調査の概要

##### ○ 調査の目的

本計画の策定にあたり、障がい者福祉に関する考えや意見等を聞き、計画を策定するための基礎資料とするため、調査を実施しました。

##### ○ 調査対象

###### ア) 障がい者アンケート調査

本市在住の障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者から 1,500 人を無作為抽出

###### イ) 市民アンケート調査

本市在住の 18 歳以上の人から 500 人を無作為抽出

##### ○ 調査期間

2016（平成 28）年 10 月 25 日～11 月 30 日

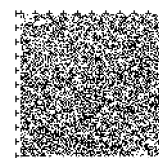
##### ○ 調査方法

郵送による配布・回収

##### ○ 回収状況

種類	配布数	有効回答数	有効回答率
ア)障がい者アンケート調査	1,500 通	906 通	60.4%
イ)市民アンケート調査	500 通	236 通	47.2%

注) 障がいのある子どもなどに係る集計結果においては、主に保護者や代理の人が本人の状況や意向等を考慮して回答いただいております。

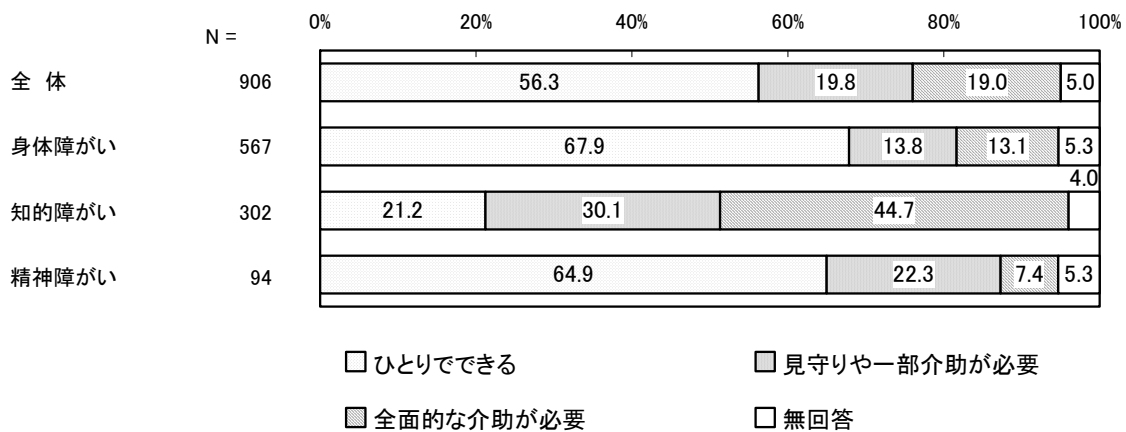


## ② アンケート調査の主な結果

### ○ 障がい者アンケート調査

#### ア) 家族以外の人との会話の状況

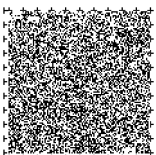
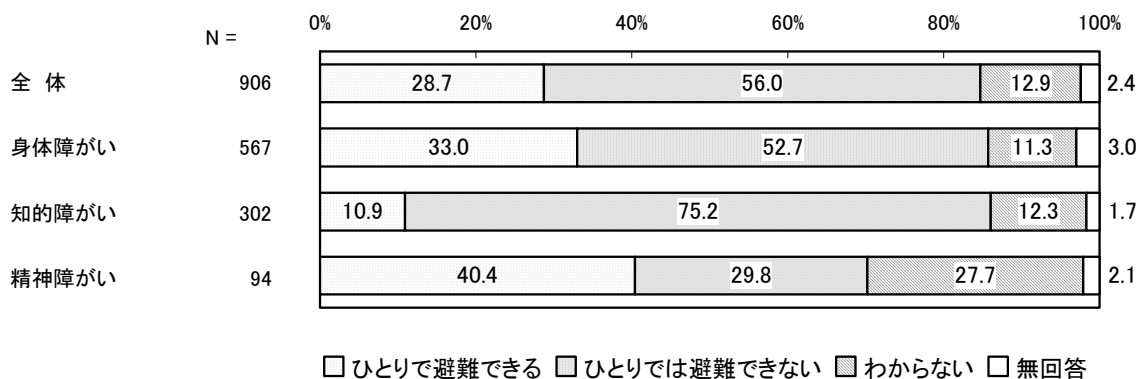
家族以外の人との会話が、「ひとりでできる」の割合が最も高くなっていますが、知的障がいのある人では、「全面的な介助が必要」の割合が4割以上と高くなっています。



#### イ) 災害時にひとりで避難できるかについて

全体では、「ひとりで避難できない」の割合が最も高くなっています。

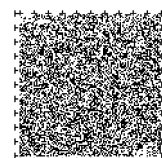
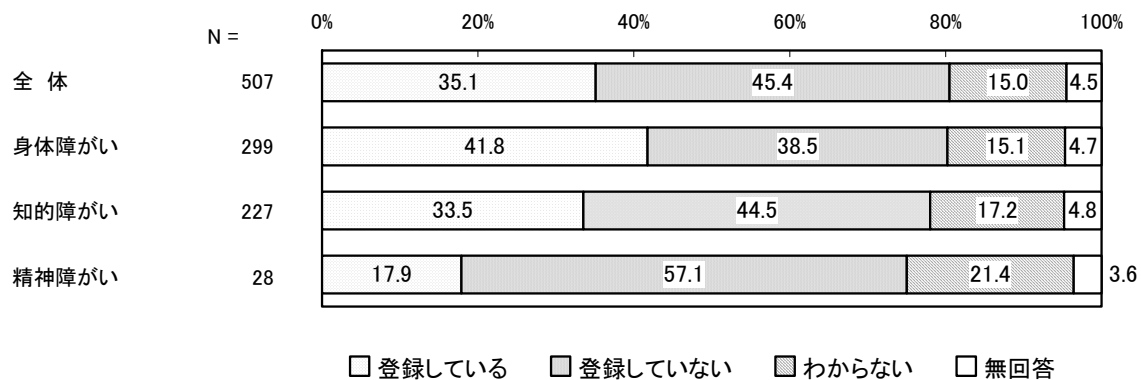
特に、知的障がいのある人では、「ひとりで避難できない」の割合が7割半ばと最も高くなっています。



ウ)「ひとりでは避難できない」の避難行動要支援者名簿の登録の有無について

全体では、「登録していない」の割合が4割半ばと最も高く、次いで「登録している」の割合が3割半ば、「わからない」の割合が1割半ばとなっています。

特に、精神障がいのある人では、「登録していない」の割合が約6割と高くなっています。



エ) 住み慣れた地域で生活していくために必要な支援について

全体では、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」の割合が最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」、「大規模な災害が起きた時の避難の支援」となっています。

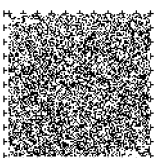
精神障がいのある人では、「経済的な負担の軽減」の割合が6割半ばと最も高くなっています。

※複数回答 単位：%

区分	有効回答数(件)	自宅で適切な医療的ケアが受けられること	障がい者に適した住まいの確保	同居する家族等への支援	必要な福祉サービスが適切に利用できること	日常生活に必要な訓練(リハビリ)サービスの充実	就労訓練や福祉的就労の場の充実	経済的な負担の軽減	相談支援の充実	お金の管理や法的な手続きを支援する制度
全体	906	36.5	35.0	42.8	59.7	33.0	22.7	54.4	34.2	23.6
身体障がい	567	43.9	31.7	40.4	56.8	34.9	9.0	49.7	25.7	11.5
知的障がい	302	21.2	44.4	50.3	64.9	31.5	36.1	58.6	41.4	43.0
精神障がい	94	31.9	31.9	38.3	60.6	26.6	47.9	64.9	47.9	35.1

区分	周りの住民の理解	意思疎通支援(手話通訳者や要約筆記者の派遣等)	同じ障がいのある人との交流会や余暇活動	成年後見制度や虐待、差別解消など権利擁護に関すること	福祉に関する情報の充実	家族の急病や用事の時など緊急時に利用できる施設	大規模な災害が起きた時の避難の支援	利用したい福祉サービス(日中活動・グループホーム・用具など)を体験する機会	その他	無回答
全体	31.1	5.7	26.7	17.1	37.1	45.1	46.4	20.4	1.7	9.1
身体障がい	20.5	4.1	17.3	7.4	32.3	42.5	43.9	12.9	1.1	11.1
知的障がい	44.7	7.0	36.1	33.8	39.1	57.0	50.0	33.1	3.3	7.0
精神障がい	48.9	7.4	37.2	26.6	44.7	38.3	43.6	25.5	1.1	4.3





オ) 外出時に困ることについて

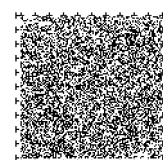
全体では、「交通手段(電車・バスなど)が不便」の割合が最も高く、次いで「道路や駅の階段や段差が多い」、「困った時にどうすればいいのか心配」となっています。

身体障がいのある人では、「道路や駅の階段や段差が多い」の割合が、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が最も高くなっています。

※複数回答 単位：%

区分	有効回答数(件)	交通手段(電車・バスなど)が不便	道路や駅の階段や段差が多い	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターがないなど)	介助者が確保できない	コミュニケーションができるか心配	切符の買い方や乗り換えがわかりにくい
全体	906	27.8	27.0	20.9	8.8	17.8	15.9
身体障がい	567	31.2	37.9	27.3	6.7	8.1	10.2
知的障がい	302	27.8	15.2	18.2	14.9	33.8	28.1
精神障がい	94	25.5	14.9	13.8	5.3	24.5	18.1

区分	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	困った時にどうすればいいのか心配	発作など突然の体調の変化が心配	困ることはない	その他	無回答
全体	18.9	11.1	23.3	16.9	12.7	6.7	13.7
身体障がい	14.8	6.2	13.6	17.1	13.1	5.8	16.4
知的障がい	21.5	18.5	36.8	14.9	7.9	9.6	10.3
精神障がい	34.0	23.4	34.0	33.0	17.0	5.3	6.4



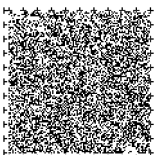
カ) 診察を受けるときに困ること

全体では、「困ることはない」の割合が3割半ばと最も高く、次いで「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」、「医師や看護師などとの意思疎通ができない」となっています。

※複数回答 単位：%

区分	有効回答数(件)	通院の介助をしてくれる人がいない	施設の構造や設備がバリアフリーになっていない	専門的な治療を行う医療機関が身近にない	専門的なりハビリができる機関が身近にない	医師や看護師などに障がいへの理解がない	医師や看護師などとの意思疎通ができない
全体	906	8.3	3.1	13.5	8.5	6.0	11.6
身体障がい	567	7.4	4.6	9.7	9.3	2.8	6.9
知的障がい	302	10.9	2.3	17.9	7.9	7.9	25.5
精神障がい	94	11.7	1.1	20.2	8.5	14.9	9.6

区分	診察してもらえない病院が少ない	自宅での医療が受けにくい(往診、訪問看護、訪問リハビリなど)	医療費が高い	困ることはない	その他	無回答
全体	10.0	4.4	10.8	34.7	5.8	17.7
身体障がい	7.2	4.9	11.3	37.2	4.2	19.2
知的障がい	15.9	2.3	6.3	27.8	9.3	14.2
精神障がい	17.0	5.3	14.9	29.8	8.5	18.1



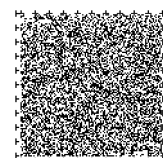
キ) 保育・教育について、今不安に感じていることについて

全体では、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」の割合が最も高く、次いで「特にない」、「進学のために、本人の状況を説明しなければならない」となっています。

※複数回答 単位：%

区分	有効回答数(件)	障がいのない児童や生徒とのふれあいが少ない	周囲の児童・生徒・保護者の障がい理解がない	送迎の体制が不十分	通園・通学・通所に時間がかかる	進路指導が不十分(自立して働けるような力をつけさせてほしい)	進学のために、本人の状況を説明しなければならない
全 体	217	14.3	15.2	7.4	10.1	11.1	19.8
身体障がい	61	8.2	4.9	9.8	11.5	6.6	18.0
知的障がい	148	15.5	13.5	6.1	8.8	9.5	18.2
精神障がい	15	13.3	26.7	13.3	20.0	33.3	26.7

区分	障がいがある理由で利用できない設備がある	ノーマライゼーションの考え方にそった保育や授業の内容になっていない	休日などに活動できる仲間や施設がほしい	特にない	その他	無回答
全 体	5.1	6.0	30.0	26.7	9.7	11.1
身体障がい	3.3	3.3	18.0	32.8	11.5	13.1
知的障がい	4.7	4.7	29.7	27.7	9.5	10.8
精神障がい	6.7	20.0	66.7	26.7	13.3	6.7



### ク) 仕事をする上での不安や不満について

全体では、「特にない」の割合が最も高く、次いで「給料（工賃）が少ない」、「通勤が大変」となっています。

知的障がいのある人、精神障がいのある人で、「給料（工賃）が少ない」の割合が最も高くなっています。

※複数回答 単位：%

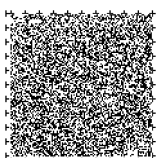
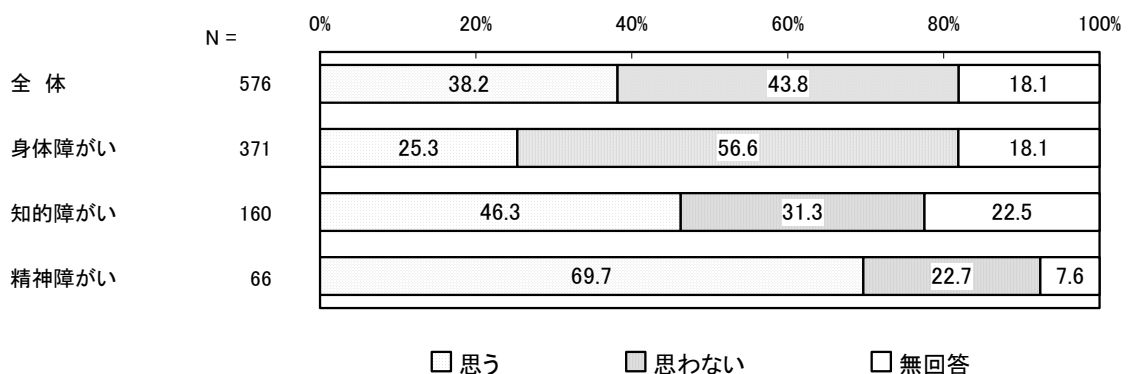
区分	有効回答数（件）	職場の設備（トイレなど）に不備がある	通勤が大変	給料（工賃）が少ない	職場で障がいについての理解がない	障がいの程度に對して仕事の内容が簡単すぎる	障がいの程度に對して仕事の内容が難しすぎる	人間関係がうまくいかない	就労時間が長い	特にない	その他	無回答
全体	224	9.8	12.5	30.8	7.1	3.1	4.0	12.1	3.6	33.5	8.5	8.9
身体障がい	116	18.1	19.0	21.6	7.8	—	3.4	5.2	5.2	36.2	6.9	9.5
知的障がい	116	1.7	4.3	40.5	4.3	4.3	2.6	15.5	0.9	31.0	9.5	8.6
精神障がい	22	—	9.1	36.4	18.2	9.1	9.1	36.4	4.5	27.3	13.6	9.1

※ここでは、現在働いていると回答された方の結果となっています。

### ケ) 今後、収入を得る仕事をしたいかについて

全体では、「思う」の割合が約4割となっています。

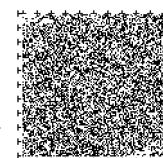
特に、精神障がいのある人では、「思う」の割合が約7割と高くなっています。



## コ) 福祉サービスの利用状況について

すべての福祉サービスで「利用したい」割合が「利用している」割合を上回っています。

福祉サービス	利用している	利用したい
(1) 居宅介護	10.5%	17.9%
(2) 重度訪問介護	2.5%	8.9%
(3) 同行援護	3.5%	11.0%
(4) 行動援護	2.3%	12.1%
(5) 療養介護	1.5%	9.7%
(6) 生活介護	13.5%	20.6%
(7) 短期入所(ショートステイ)	12.5%	20.9%
(8) 重度障がい者包括支援	1.4%	7.3%
(9) 施設入所支援	5.4%	14.1%
(10) 自立訓練(機能訓練)	4.6%	14.2%
(11) 自立訓練(生活訓練)	2.9%	14.5%
(12) 就労移行支援	1.2%	9.2%
(13) 就労継続支援A型	1.4%	8.3%
(14) 就労継続支援B型	5.2%	9.8%
(15) 共同生活援助(グループホーム)	6.0%	14.8%
(16) 計画相談支援(サービス等利用計画)	23.8%	27.4%
(17) 補装具の支給	17.8%	22.3%
(18) 移動支援	14.1%	26.2%
(19) 地域活動支援センター	4.9%	13.2%
(20) 意思疎通支援(手話通訳者・要約筆記者の派遣等)	0.9%	4.4%
(21) 日常生活用具の給付	11.0%	19.6%
(22) 日中一時支援	6.1%	14.1%
(23) 訪問入浴サービス	3.0%	7.9%
(24) 児童発達支援	26.2%	38.9%
(25) 医療型児童発達支援	4.0%	15.1%
(26) 放課後等デイサービス	48.4%	56.3%
(27) 保育所等訪問支援	11.1%	18.3%
(28) 児童入所支援	—%	7.9%
(29) 障がい児相談支援(障がい児支援利用計画)	22.2%	41.3%



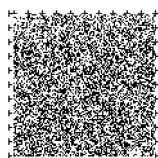
サ) 市に対しての要望について

全体では、「市役所、病院、サービス事業所、保健所等が連携を図り、障がいがある人に対する保健・医療体制を整備すること」の割合が最も高く、次いで「世話をしてくれる人の負担を軽減するために補助金を出す等の支援をすること」、「どこに住んでいても必要なサービスが受けられるよう、地域のいろいろな場所にサービス事業所を整備すること」となっています。

※複数回答 単位：%

区分	有効回答数(件)	世話をしてくれる人の負担を軽減するために補助金を出す等の支援をすること	市役所、病院、サービス事業所、保健所等が連携を図り、障がいがある人に対する保健・医療体制を整備すること	どこに住んでいても必要なサービスが受けられるよう、地域のいろいろな場所にサービス事業所を整備すること	障がいのある人が利用しやすいよう公共交通機関を改善・整備すること	障がいのある人がもらえる年金や手当等について教えてくれること	障がいのある人を支援するボランティアを育成し、そのための経済的援助等を行うこと	学校や企業等で、障がいのある人への理解を深めるよう呼びかけること	防犯・防災の知識や災害時の対応(情報・避難場所への誘導等)を教えること	消防署や警察への緊急時の通信(緊急通報システム、FAX、Eメール等)設備を充実すること	利用しやすい防犯・防災機器を普及すること
全体	906	37.5	42.4	36.5	31.1	31.2	25.8	29.7	26.9	20.6	19.2
身体障がい	567	32.6	36.5	30.3	32.1	25.9	19.4	19.0	21.5	18.3	17.6
知的障がい	302	46.4	50.7	43.7	28.1	33.8	37.1	43.4	35.1	19.9	17.9
精神障がい	94	38.3	56.4	48.9	38.3	44.7	29.8	40.4	29.8	26.6	23.4

区分	障がいのある人が参加する組織・団体の活動を支援すること	障がいのある人のための市営住宅の戸数を増やす等、住まいを確保すること	住んでいるところを把握し、防犯・防災を目的とした協力体制をつくること	障がいのある人も利用できるよう整備したスポーツ・レクリエーション、文化活動の場所を確保すること	障がいのある人との接し方や介助の仕方を教える等の講習を実施すること	自分で判断することがむずかしい障がい者の代わりに権利を守ったり、お金の管理をしてくれること	参加しやすい防犯訓練を実施すること	特に希望することはない	その他	無回答
全体	21.7	24.4	18.0	22.4	22.2	20.5	11.0	6.2	4.3	18.1
身体障がい	13.9	18.7	14.6	15.9	14.5	10.8	9.0	6.9	2.3	22.0
知的障がい	32.1	32.5	20.9	33.1	29.1	36.4	10.3	4.3	6.0	9.6
精神障がい	33.0	30.9	27.7	28.7	36.2	33.0	16.0	4.3	9.6	12.8

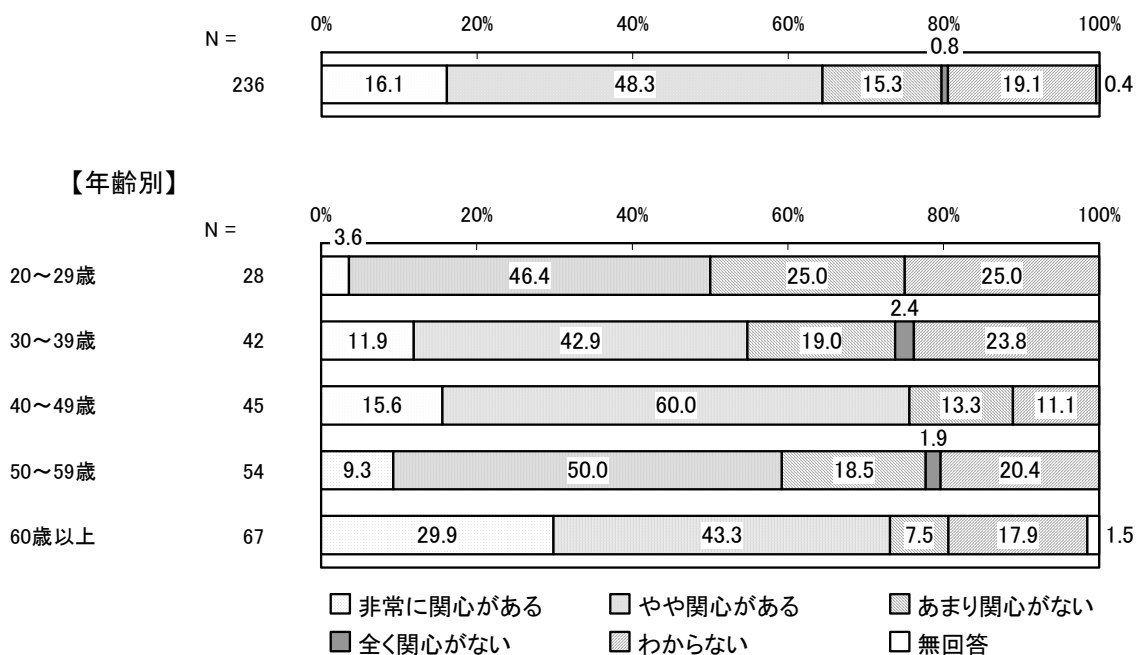


○ 市民アンケート調査

ア) 障がい者制度に関心があるかについて

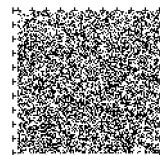
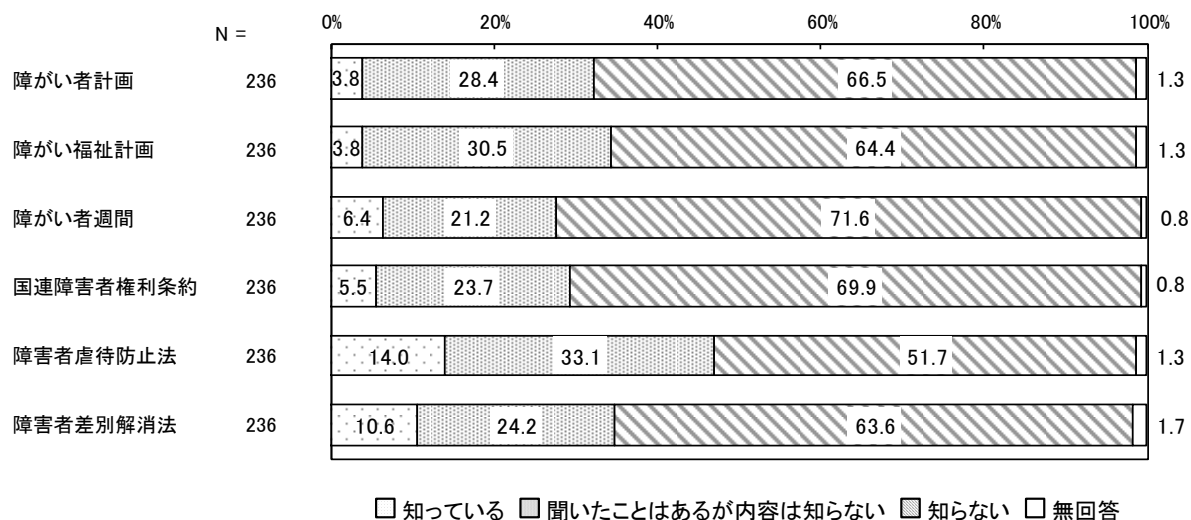
「非常に関心がある」と「やや関心がある」をあわせた“関心がある”人の割合が6割以上となっていますが、一方で「あまり関心がない」と「全く関心がない」をあわせた“関心がない”人の割合が約2割となっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ“関心がある”の割合が高くなる傾向がみられます。



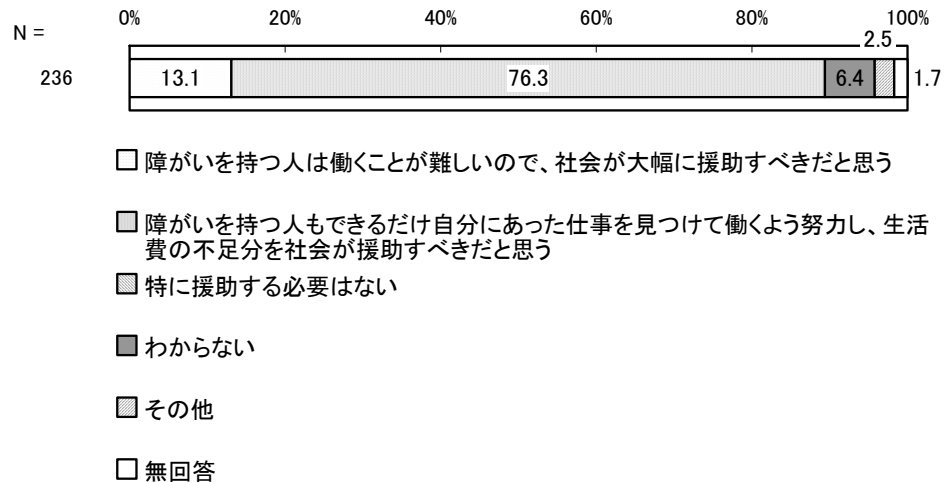
イ) 障がい者福祉に関する法律や計画の認知度

「障害者虐待防止法」を除く障がいに関する各種法律や計画等を知らない人が6割以上となっています。



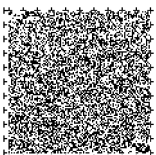
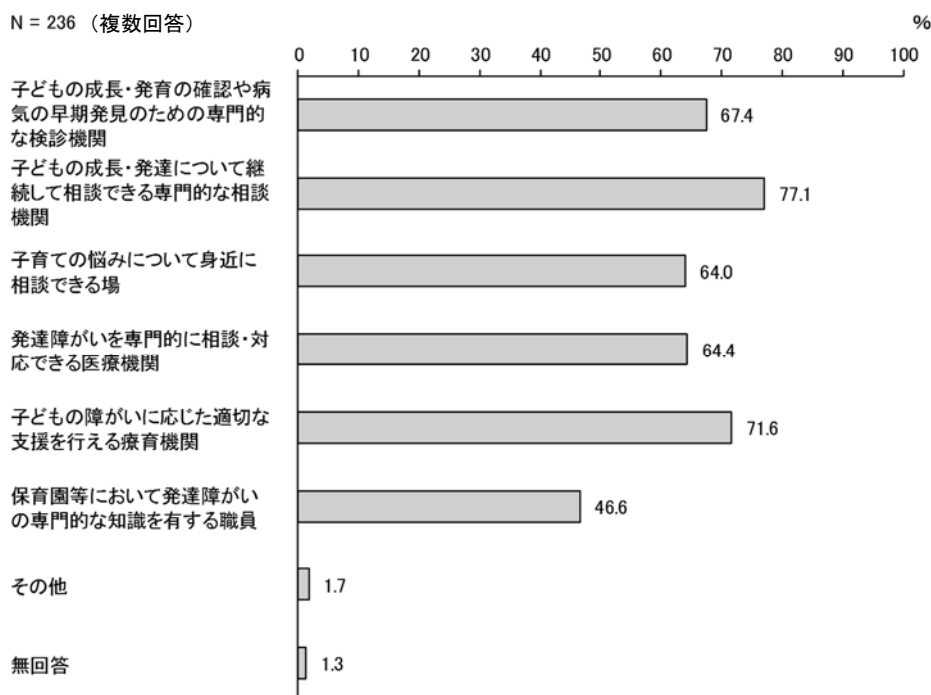
### ウ) 障がいを持つ人に対する公的な援助について

「障がいを持つ人もできるだけ自分にあった仕事を見つけて働くよう努力し、生活費の不足分を社会が援助すべきだと思う」の割合が最も高く、次いで「障がいを持つ人は働くことが難しいので、社会が大幅に援助すべきだと思う」となっています。



### エ) 障がいを持つ子どもへの支援として特に必要だと思うものについて

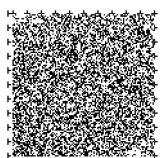
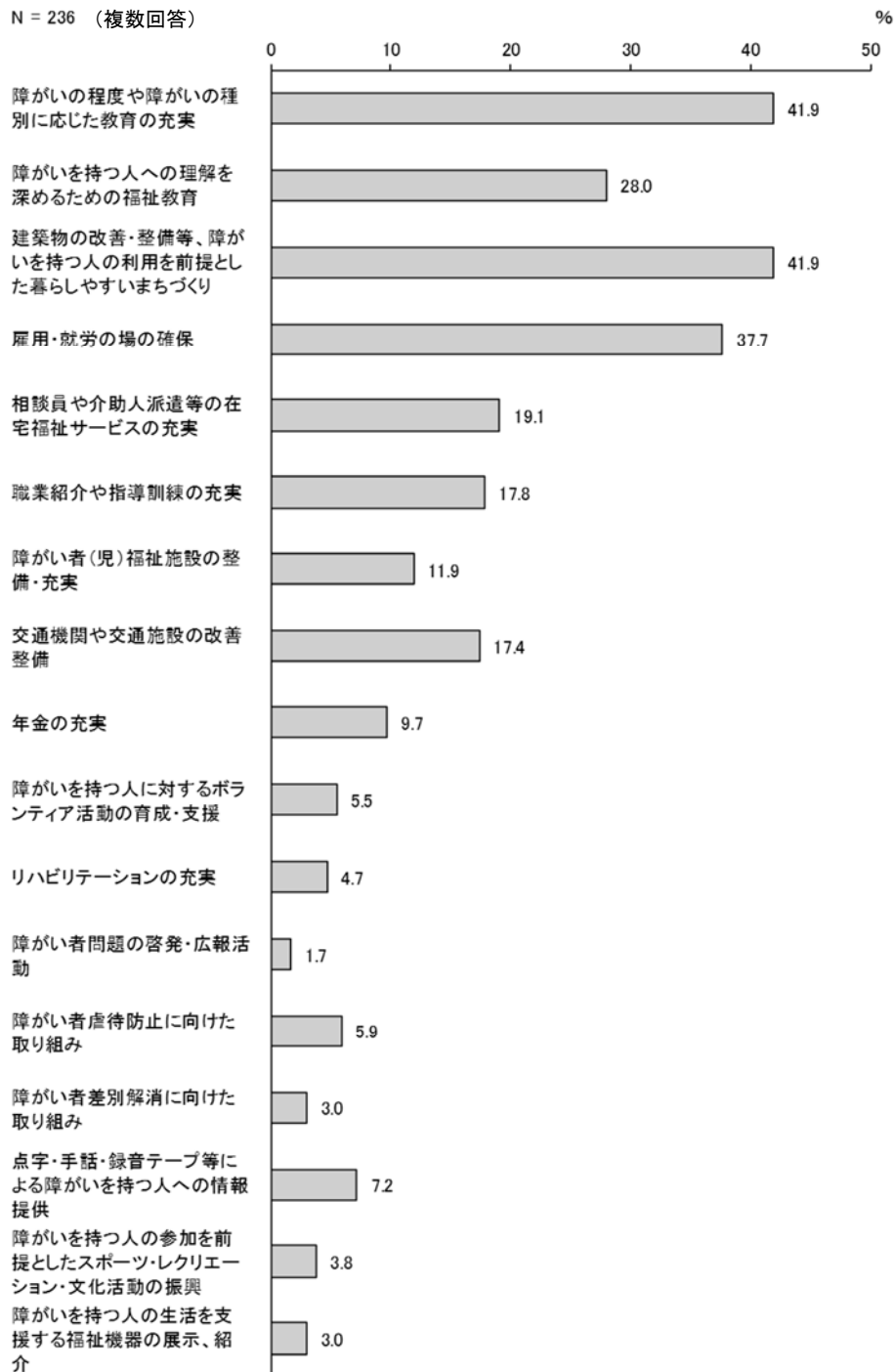
「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」の割合が最も高く、次いで「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」、「子どもの成長・発育の確認や病気の早期発見のための専門的な検診機関」となっています。





オ) 障がい者施策として力を入れるべきものについて

「障がいの程度や障がいの種別に応じた教育の充実」、「建築物の改善・整備等、障がいを持つ人の利用を前提とした暮らしやすいまちづくり」の割合が最も高く、次いで、「雇用・就労の場の確保」となっています。



## (4) 障がい者団体ヒアリング調査

### ① ヒアリング調査の概要

#### ○実施団体

- ・富田林市身体障害者福祉協会
- ・富田林市視覚障害者福祉協会（ひとみ会）
- ・知的障がい者相談員（（前）富田林市心身障害児（者）父母の会）
- ・特定非営利活動法人あい（精神障害者家族会 ときわぎ会）

#### ○調査方法

- ・事前にヒアリングシートを配布し、ヒアリング当日は、調査票に基づき、聞き取りにより実施しました。

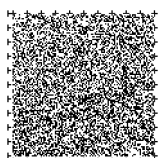
### ② ヒアリング調査結果

#### ア) 障がい者を取り巻く環境について

障がいのある人に対する周りの理解の現状や問題点について、ご意見をお聞かせください。

#### 【意見】

- ・「障害者差別解消法」の施行により、特性を考慮したサービスが受けられるようになったが、いまだ「合理的配慮」を理解できていない事業所や、職員の対応に気分を害することがある。
- ・好奇の目で見られることは少なくなったが、無関心なところがあり、本当に困っているのに、手を貸してくれない。
- ・外見でわかる障がいに比べ、内部障がいや精神障がい、聴覚障がい等に対する理解が十分ではないように感じる。
- ・障がい者施策が良くなり、社会の認識も深まっているように見えるが、総論賛成・各論反対という認識のように思う。特に重度の知的障がいのある人に対しては、全く理解を示してもらえない。
- ・障がいをオープンにしたくないと考える本人や家族は多く、周囲の理解や配慮が不十分であったり、偏見の目等、オープンにできない環境があると思う。
- ・パラリンピックでの日本人の活躍により意識が少し変わったように思う。



## イ) 生活支援・生活環境について

住まいに関する困りごとについて、ご意見をお聞かせください。

## 【意見】

- ・精神障がいのある人を対象としたグループホーム等入所施設が少ない。また、ショートステイについても利用できる場所があまりない。ひとり暮らしを体験できる場もない。
- ・今現在は、車椅子対応の住居に住んでいるので、不自由はない。今後は、そのような住居が公営だけでなく、民間にも増えていくべきだと思う。
- ・高齢者が増え、地域で支えていくシステムの推進にあたって、聴覚障がいのある人に対する対応が見えてこない。
- ・どうしても障がいのある人の家族は頑張ろうとする傾向がある。困った時は、すぐに対応できるようにしてほしい。

外出時の移動手段やバリアフリー等について、ご意見をお聞かせください。

## 【意見】

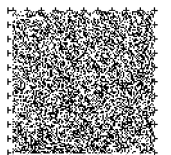
- ・新しい商業施設等は、建設段階からユニバーサルデザインを考慮し建築されつつあるが、既存の施設はさまざまな理由があり、なされていないのが現状である。
- ・建築物はバリアフリー化が進んでいる一方で、各鉄道にあっては、内方線の未整備等、バリアは多いと感じる。また、移動中の歩き（走行）スマホ・携帯、無謀な自転車や違法駐車・駐輪に迷惑し危険である。
- ・病気や障がいがあっても、ひとりで外出できる人が多くいる一方で、病状や状況に応じて支援を必要とする人がいたり、決まった場所や慣れた場所にしか行くことができず、行動が制限されている人もいることを理解してもらいたい。
- ・大型商業施設、病院、公共施設等は、現在殆どバリアフリー化になってきているが、そこまで行く移動手段がない。
- ・だいぶ改善してきたように思う。これは障がいのある人だけでなく老人にとっても安全に外出できる環境である。

## ウ) 教育・療育について

障がい児の療育・保育・学校教育について、ご意見をお聞かせください。

## 【意見】

- ・障がい重度になるにつれ、地域の学校での受け入れができにくい。特に中学校進学時には、ほとんどの生徒が支援学校を勧められる。地域の中学校に通えるように、人員や設備を整えるべきだと思う。
- ・共に学び、共に成長する「共育者」の育成が必要だと思う。
- ・成人になってからの療育機関がないのでそのような場所がほしい。
- ・障がい児も親元を離れることなく、地元の子と自然に触れ合い、ともに学べる統合教育でなければならない。



## エ) 文化芸術活動、スポーツ等

地域の行事・文化・スポーツ・余暇活動等の社会参加について、ご意見をお聞かせください。

### 【意見】

- ガイドヘルパーの確保と地域住民への障がいのある人への理解等、障がいのある人が積極的に社会参加できるような施策の充実が必要である。
- 障がいのある子どもの余暇活動や社会性を身につけるサークル的な行事がなくなっているため、取り組む必要がある。
- 誰にでもできる簡単なスポーツから専門的な高度なスポーツまで間口を広げ、参加、体験できる体制を整えてほしい。
- 障がい者スポーツセンターがない。サバーファームやスポーツ公園があるのに、平日の公共交通機関がないので利用できない。
- 精神障がいを対象とした活動は、機会があっても遠方であったり、土日に利用できる余暇活動の場が少ない。

## オ) 雇用・就業、経済的自立の支援について

障がい特性に応じた就労支援について、ご意見をお聞かせください。

### 【意見】

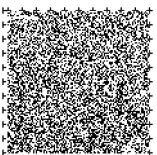
- メンタルの波や通院に対応してもらえないなどがあり、正規の雇用に至らず、まずはアルバイトからとなる。また、職場の理解が得られにくい。
- 難しいことが多い。本人に就労意欲があっても就労先の理解がないと困難。
- 指導するにあたっては、手話・筆談によらずサイン・合図・動作で指示してほしい。耳の不自由な者には、聞いてもわからない、理解できない場合が多い。
- 就労支援施策の充実により、さまざまな就労支援施設は増えてきているが、提供されるサービスの内容がよくわからない。
- 学校を卒業された後、どこにも行かず在宅で過ごしている知的障がいのある人に対して、通所施設、職業訓練所等への助言が支援につながるのではないかと。

## カ) 保健・医療について

保健・医療の充実について、ご意見をお聞かせください。

### 【意見】

- 発達障がい、高次脳機能障がい専門の相談機関やリハビリ施設が地域にあれば良いと思う。
- 市内にも障がいのある人が気を遣わなくても受診できる場所がほしい。どうしても多種にわたる疾患のため、大きな病院の受診になると親子とも疲れる。
- 障がいのある人を理解していないお医者さんがいる。障がい者専門のお医者さんがいれば遠方まで通院する必要がない。



- ・障がいのある人の声を反映した病院を望む。障がいのある人の医療については、専門的な相談ができる窓口がほしい。
- ・病院に手話通訳可能な職員を採用すべきである。

#### キ) 情報アクセシビリティ (利用のしやすさ) について

障がい福祉サービス等に関する情報提供について、ご意見をお聞かせください。

##### 【意見】

- ・相談できる人は必要な情報を入手できても、困りごとを認識できなかったり、困っていても相談できない人等には情報が伝わりにくい。
- ・福祉サービスの情報は、すべての障がいのある人に行き届いていない。情報を共有してもらう手段を考えなければならないと思う。
- ・障がい特性を考慮した対応と書類作成を望む。
- ・使えるサービス等についての冊子があればと思う。

意思疎通支援の充実について、ご意見をお聞かせください。

##### 【意見】

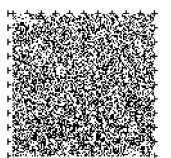
- ・公共施設や病院等に手話通訳者を配置してほしい。
- ・新しい手話通訳マークと筆談マークを市内公的機関等に備えてほしい。

#### ク) 安全・安心について

防犯・防災等について、ご意見をお聞かせください。

##### 【意見】

- ・避難生活の長期化に備えて、障がいの特性に配慮した避難所の設置と施策の整備が必要である。
- ・避難行動要支援者名簿の整備システムについての説明が必要である。
- ・市が作成しているマニュアル等があれば参考にしたい。
- ・防犯や防災に関する福祉事業所を対象とした講習や研修があれば良い。また、さまざまな事業所が集まって意見交換の機会があれば良いと思う。
- ・いつ発生するかもわからない東南海地震に備えて、常日頃より防災意識を高め、定期的に防災講習等していく必要がある。繰り返ししつこいほど講習を受けると自然に身体が覚えると思う。特に高齢者や障がいのある人は避難弱者のため、積極的に促していく必要がある。
- ・障がいのある人が安心して地域で生活できるように、災害時に困らないよう、地域ぐるみで訓練して、理解を深めてほしい。



## ケ) 差別の解消と権利擁護の推進

障がい者虐待防止、障がい者差別解消等、障がいのある人の権利擁護について、ご意見をお聞かせください。

### 【意見】

- ・「障害者差別解消法」が施行され、「合理的配慮」等と言われているが、いまだに平等に扱ってもらえないことがある。
- ・親亡き後を心配した相談は後を絶たない。
- ・成年後見制度等についても、広く情報に触れることができるようになれば良い。
- ・現在は家族が支援できているので不要だが、将来的には、権利擁護が必要になると思う。

行政サービス等における配慮について、ご意見をお聞かせください。

### 【意見】

- ・市役所へ手続きに行く必要がある時、同行を希望される人が多い。どこの課においても、本人が困らない対応を望む。
- ・行政に対して聞ける人は良いが、聞かなければ知らないことが多すぎる。

## コ) 福祉サービス利用について

福祉サービス（在宅サービス・施設サービス等）の利用について、ご意見をお聞かせください。

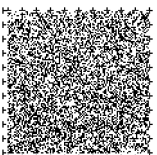
### 【意見】

- ・ヘルパー、介護福祉士不足が顕著である。そのため、サービスの変更がしにくい。事業所は需要と供給のバランスを適度に保つ必要がある。（例えば、ヘルパーに余裕があるときには、サービスを受け続け、足りないと今まで受けてくれていたサービスも削られる事態に陥っている。）
- ・福祉サービスについては概ね行き届いている。施設の職員を募集しても、給料が安いため応募してくる人が少ない。「量より質」と言われているが、重度障がいのある人が多い施設では、質だけでは対応しきれない。サービスを受ける側に負担がくるのではないかと思う。
- ・軽度の障がいでも単身者や、家族がいる場合に利用できる在宅サービスは少ない。
- ・同行援護従業者の確保が必要である。

相談支援（専門的な相談、計画相談支援、成年後見制度等）について、ご意見をお聞かせください。

### 【意見】

- ・委託相談と計画相談は、利用する側からはその違いがわかりづらい。どちらを利用しても、障がいのある人が同じ質の相談支援を受けられることが大切である。



- ・相談員の増員も必要である。特に障がいに特化した専門的な知識を持つ相談員が足りていない。
- ・市役所以外に相談支援を行っている機関を具体的にパンフレット等を通じて公表してほしい。
- ・成年後見制度、地域福祉の権利擁護事業の広報活動をもっと広げてほしい。(周知が不十分で知らない人が多い。)

サ) 富田林市において、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するために、特に重点的に取り組むべきだとお考えの問題について、ご意見をお聞かせください。

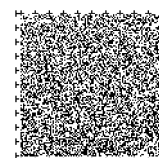
**【意見】**

- ・ガイドヘルパーの確保が必要である。
- ・住み慣れるとは、在宅ということだと思ふ。そのためには、24時間対応型のヘルパーステーションの設置を希望する。無理な場合は、24時間介護をつけてほしい。富田林市内に障がいのある人専用の入居施設を造ってほしい。
- ・障がいのある人の「親亡き後」に生活する場が必要である。そのために、地域理解も含めて安心して幸せに暮らせる地域づくりが重要だと思ふ。グループホーム・小規模な入所施設等が絶対に必要である。
- ・重度障がいのある人でも地域で生活するには、介助の人が多く必要である。そのためには、国・府だけでなく、市の補助金制度を検討してもらいたい。
- ・精神障がいのある人の地域移行については、長期的に社会的入院をしている人ほど、地域に戻って生活することは容易ではない。システムづくりを進めることも大切だが、受け皿を整備すること、受け入れる地域づくりも考える必要がある。
- ・さらなる社会参加の促進を考えると、環境整備は現在のような障がいのある人のために特別な配慮を行うといった考え方ではなく、障がいのある人もない人も利用できることを前提とした整備が標準的な考え方として普及すべきであり、なお対応できない場合に限り、障がいのある人に対する特別な配慮が必要と考える。
- ・外出できる楽しみのある集まる場所が必要である。
- ・ボランティアの育成が必要である。

シ) その他、障がい者計画策定にあたってのご意見をお聞かせください。

**【意見】**

- ・誰もが住みやすいまちにしてほしい。
- ・障がいのある人達の憩いの場がない。障がいのある人達だけの会館があればと思う。
- ・障がいのある人が安心して地域で生活するために、災害時で困らないよう、地域ぐるみで防災訓練を行い、理解を深めてほしい。



## (5) 指定特定相談支援事業所等のアンケート調査

### ① アンケート調査の概要

#### ○対象事業所

市内にある指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所

#### ○調査方法

郵送による配布・回収

### ② アンケート調査結果

#### ア) 障がい者、障がい児を取り巻く環境について

障がいのある人に対する周りの理解の現状や問題点について、ご意見をお聞かせください。

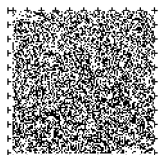
##### 【意見】

- 軽度の精神・知的障がいのある人は、周りから見てわかりづらく理解されにくいと思う。
- 福祉サービス（社会資源）はあるが、障がい特性等の面で選択が限定される。
- 家族が障がいを受容できずに、当事者を苦しめてしまう現状もあると感じている。
- ひきこもりなど、社会生活が困難な人に対して、障がい理解が無いことで、より、問題が深刻化したり、長期化しているケースがある。
- グループホーム等が地域住民に受け入れられず、反対されてしまう。
- 昔に比べると、周囲の障がいへの理解が得られていると思う。
- 経済的余裕のなさや、生きにくい世の中で、他者への理解や思いやりが置き去りになっている。

障がい者虐待防止、障がい者差別解消等、障がいのある人の権利擁護や啓発について、ご意見をお聞かせください。

##### 【意見】

- 障がいのある人同士もお互いの障がいについての理解が難しい。
- 合理的配慮が、当事者にとって必ずしも求めている配慮ではないことを常に考慮する必要があり、難しい面もある。
- 家族間の虐待、支援者からのハラスメントもまだまだ多い。
- 差別解消法における合理的配慮は、個々の障がいのある人の特性に応じて対応しなければならないので難しいと感じている。
- 企業や支援者に対して、障がい理解を促進させていくことが必要である。
- 障がい者地域自立支援協議会とも連携し、啓発活動を行っていくことが必要である。





- ・セミナーや研修を、聴講型ではなく、それぞれの立場の声を聞けるような話し合いの場にできれば良いと思う。
- ・“障がい者”虐待防止、“障がい者”差別解消とあるが、本来であれば人として権利は保障されなければならない。

## イ) 福祉サービス(児・者)利用について

福祉サービス(在宅サービス・施設サービス等)の利用について、ご意見をお聞かせください。

### 【意見】

- ・身体状況に応じた安全な移動ができる支援用具の相談が難しい。
- ・ヘルパーの不足によって調整がしづらい。
- ・事業所の数は増加したが、質についてはどうなっているか疑問である。
- ・事業所のサービスの質に差がありすぎるように感じる。
- ・障がい種別に特化した日中の事業所がない。特化することで、ハード面の設備や障がい理解を踏まえた支援が可能になる。
- ・放課後等デイサービスのサービス内容は多様化しているが、18歳以上になり、利用できなくなったときに本人たちはどう過ごすのか心配である。
- ・利用者のニーズや人となりを相違なく提供事業所に伝達できるかどうか苦勞する。

相談支援について、ご意見をお聞かせください。

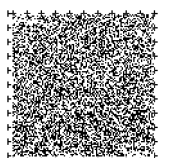
### 【意見】

- ・専門的な相談を受けることができる相談員の育成が必要である。
- ・知識が浅いと支援に不安を感じる。
- ・専門的な関係機関とも積極的に連携を取りたい。
- ・相談支援専門員の増加が必要である。
- ・相談員への成年後見制度への理解の促進が必要である。
- ・限られた時間で支援計画を作成しなければならないところが難しい。
- ・どこからどこまでが計画相談支援の範囲なのかがあいまいである。

サービス等利用計画を作成する際に、地域において不足しているサービスはありますか。

### 【意見】

- ・重度訪問介護を受ける事業所や、重症心身障がいのある人に対するサービスが少ない。
- ・ニーズの多い夕方等に派遣できるヘルパーが少なくなっている。
- ・現在のサービスでは対応できていない支援がある。
- ・地域住民における見守りや定期的な行事参加への声掛けなどのインフォーマルサービスの資源がまだまだ不足している。



- ・発達障がい・高次脳機能障がい・精神障がい等、障がい特性に特化した事業所および相談所が少ない。
- ・リハビリやカウンセリング等医療と連携できるサービスが不足している。
- ・訪問介護や移動支援の事業所が不足している。
- ・急な発熱や体調不良の際に病院に連れて行ってくれるサービスや訪問医療がない。

ウ) 富田林市において、障がいがある人が住み慣れた地域で安心して生活するために、特に重点的に取り組むべきだとお考えの問題について、ご意見をお聞かせください。

**【意見】**

- ・相談事業所の育成が必要である。
- ・社会的孤立を防止するシステムづくりが重要と思う。
- ・精神障がいのある人が利用できるショートステイの設置が必要である。
- ・緊急時にすぐに対応ができる、地域に密着した福祉サービスを提供できる場所が必要である。
- ・社会資源の整備や拡充が必要である。
- ・相談支援の充実が必要である。
- ・事業所を増やすだけでなく、地域全体を巻き込んだ地域づくりが必要である。
- ・ひとりを個人で支えることは難しいので、関係機関で知恵を出し合って支えていくことが必要である。

エ) 障がいのある人を支援する際にご苦労されるのはどのようなことですか。

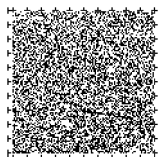
**【意見】**

- ・障がいのある人本人だけでなく、家族も支援が必要な人が多い。
- ・障がいの理解が難しく、アセスメントが難しい。
- ・どこまでが必要な支援で、どこからが自立の妨げになるのかの境目が難しい。
- ・周囲の人と地域の中でともに生きていける環境をつくっていくことが難しい。
- ・支援を働きかけても、当事者もしくは当事者家族が強く心を閉ざされている時に支援のやりにくさを感じる。
- ・緊急な対応が必要だが、サービスにつながらないケースがある。
- ・大人になって障がい認定を受けた人や、病気、事故等による障がいを受けた人等、障がい受容が難しい人への支援が難しい。

オ) その他、障がい福祉計画、障がい児福祉計画策定にあたってのご意見をお聞かせください。

**【意見】**

- ・年齢到達により放課後等デイサービスを利用できなくなった後などを考えると、日中一時支援事業所を増やす必要がある。
- ・福祉サービス事業所の人材育成が必要である。
- ・全体的に障がいのある人が安心して安全に利用できる社会資源が足りない。
- ・誰のための計画なのかを第一に考えて策定していただきたい。



## 2 第3次障がい者計画の課題

ここでは、「第3次富田林市障がい者計画」における障がい者施策の実施状況やアンケート調査結果、団体のヒアリングから課題を整理し、本計画の方向性を整理していきます。

### (1) 啓発・広報

2011（平成23）年8月の「障害者基本法」の改正で、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がいおよびその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。また、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止等が定められました。

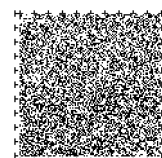
さらに、2012（平成24）年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、2013（平成25）年6月には、「障害者差別解消法」が公布、2016（平成28）年4月に施行され、障がいのある人の権利擁護のための法整備が進んできています。

障がいのある人が地域で自分らしく暮らすことができる共生のまちづくりを推進するためには、日ごろから分け隔てなく接していくことができる意識づくりが欠かせません。

市民アンケート調査の結果をみると、障がい者制度に“関心がある”人の割合が前回調査より減少し、特に若い世代の関心が低くなっています。また、障がいに関する各種法律、計画等を知らない人が半数以上となっています。

一方、「障がいを持つ人への理解を深めるための福祉教育」が、今後力を入れるべき障がい者施策として挙げられています。

今後、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。



## (2) 生活支援

2006（平成18）年4月施行の「障害者自立支援法」により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障がい福祉サービスの提供が始まり、2013（平成25）年4月施行の「障害者総合支援法」では、障がいのある人の範囲に難病患者等が加わるなどの改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、ニーズに応じた自立した生活を支える各種生活支援が重要です。また、障がいの種類や個々の生活環境等、状況に応じたきめ細かな支援に努めることも重要です。

障がい者アンケート調査の結果をみると、住み慣れた地域で生活するために必要な支援として生活支援に関連する項目では、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」、「経済的な負担の軽減」、「家族の急病や用事の時など緊急時に利用できる施設」、「同居する家族等への支援」、「福祉に関する情報の充実」「相談支援の充実」、「お金の管理や法的な手続きを支援する制度」等の割合が高くなっています。また、すべての福祉サービスで利用意向が利用状況を上回っています。

個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所等の在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

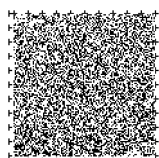
また、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、障がいのある人の人権・権利について、地域の正しい理解を深める意識啓発を行うとともに、成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

## (3) 生活環境

現在の障がい者施策においては、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域生活への移行および地域社会での共生が柱となっており、障がいがあっても自立した生活を送ることができる地域社会づくりが求められています。

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除いていくことが必要です。

障がい者アンケート調査の結果をみると、外出する時に困ることとして、「交通手段（電車・バスなど）が不便」、「道路や駅の階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターがないなど）」等の割合が高くなっています。障がいのある人が希望する施策でも、「障がいのある人が利用しやすいよう公共交通機関



を改善・整備すること」の割合が高く、また市民アンケートでも力を入れるべき障がい者施策として、「建築物の改善・整備等、障がいを持つ人の利用を前提とした暮らしやすいまちづくり」、「交通機関や交通施設の改善整備」の割合が高くなっています。

今後も、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入や施設のバリアフリー化を進めていくことが必要です。

さらに、障がい者アンケート調査の結果では、地震等災害が発生した時、ひとりで避難できないと回答した人が5割以上となっていますが、その中で、避難行動要支援者名簿に登録していない人が約半数となっています。

防犯・防災関係で希望する施策として、「防犯・防災の知識や災害時の対応（情報・避難場所への誘導等）を教えてくれること」、「利用しやすい防犯・防災機器を普及すること」、「住んでいるところを把握し、防犯・防災を目的とした協力体制をつくること」、「参加しやすい防犯訓練を実施すること」等が挙げられており、今後、福祉避難所の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

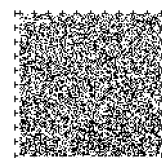
#### (4) 教育・育成

市民アンケート調査の結果をみると、障がいのある子どもへの必要な支援として、「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」、「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」、「子どもの成長・発育の確認や病気の早期発見のための専門的な検診機関」、「発達障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」、「子育ての悩みについて身近に相談できる場」等の割合が高くなっています。

各種健診等の機会を通じて障がいを早期発見し、適切な相談機関や療育機関につなげていくことが必要です。

また、障がい者アンケートで保育所や学校・施設等に、通園・通学・通所して不安に感じていることとして、「進学のために、本人の状況を説明しなければならない」、「進路指導が不十分（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」、「ノーマライゼーションの考え方にそった保育や授業の内容になっていない」などの意見が挙がっています。市民アンケートで力を入れるべき障がい者施策としても、「障がいの程度や障がいの種別に応じた教育の充実」の割合が高くなっています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が提供される体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。



## (5) 雇用・就業

障がいのある人が就労することについては、経済的自立や生きがいつくりとともに、一人ひとりが持つ能力を発揮することで、社会を構成する一員として地域に貢献することにつながります。

障がい者アンケート調査の結果をみると、住み慣れた地域で生活するために必要な支援として、「就労訓練や福祉的就労の場の充実」、仕事をする上での不安や不満では、「給料（工賃）が少ない」ことが挙げられており、市民アンケートでも、障がいのある人に対する公的な援助について、「障がいを持つ人もできるだけ自分にあった仕事を見つけて働くよう努力し、生活費の不足分を社会が援助すべきだと思う」の割合が高く、「障がいを持つ人の働く場が少ないと思う」と考える人が多くいます。

また、現在、働いていない人で収入を得る仕事をしたいと思う障がいのある人が約4割いることから、就労支援は大きな課題といえます。

一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善、需要の喚起による受注拡大等に積極的に取り組んでいくことが必要です。

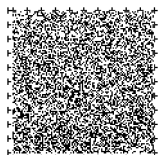
## (6) 保健・医療

保健事業では、生活習慣病の予防や早期療育へとつなげるための相談支援等のほか、精神保健や高次脳機能障がいに対する理解促進等にも取り組んでいます。障がい者アンケート調査の結果をみると、住み慣れた地域で生活するために必要な支援として、「自宅で適切な医療的ケアが受けられること」、「日常生活に必要な訓練（リハビリ）サービスの充実」等の割合が高くなっています。

また、希望する施策として、「市役所、病院、サービス事業所、保健所等が連携を図り、障がいがある人に対する保健・医療体制を整備すること」の割合が高く、診察を受ける時に困ることは、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」、「医師や看護師等との意思疎通ができない」、「診察してもらえない病院が少ない」等の意見が挙がっています。

今後、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組むことが必要です。

障がいのある人の日常生活の安定と質の向上を図るとともに、重症心身障がい児者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、さまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取り組みを推進していくことが必要です。



## (7) 情報・コミュニケーション

障がい者アンケート調査の結果をみると、家族以外の人との会話において、見守りや一部介助または全面的な介助が必要な人が全体で約4割と高くなっており、特に知的障がいでは7割半ばとなっています。

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

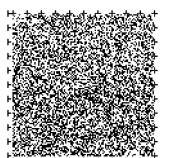
また、今後も視覚・聴覚障がいのみならず、さまざまな特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていくことが必要です。

なお、近年では、情報通信技術の進展が障がいのある人の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

## (8) 国際協力

国は、障がいのある人の権利および尊厳を保護し、促進することなどを目的とする「障害者権利条約」を2014（平成26）年1月に批准し、同条約は同年2月に我が国において発効しました。

国では、蓄積してきた障がい者施策における技術・経験等を政府開発援助（ODA）等を通じて開発途上国の障がい者施策に役立てることは、極めて有効かつ重要であることから、さまざまな協力を行っています。



## 1 基本理念

本市では、上位計画である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」において、「ひとがきらめく！ 自然がきらめく！ 歴史がきらめく！ みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林」をまちの将来像として設定し、本市で暮らす、すべての人が、日々の暮らしの中で幸せや楽しさを実感することができるよう、健康で生きがいを持って、安心して快適に暮らせるまちをつくっていくことで、「住み続けたい魅力」を高めていくことをめざしています。

本計画においても、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」のめざす方向を受けて、「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」を基本理念として、障がいの有無にかかわらず、地域でともに暮らし、お互いを理解し、支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりをめざしていきます。

### 基本理念

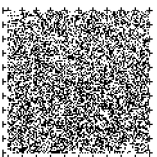
障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い  
ともに参加できるまち 富田林

## 2 基本方針

### 1 ともに安心して暮らせる地域づくり ～理解促進～

地域でともに暮らす障がいのある人とない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、医療現場や就労の場等のさまざまな機会や状況において、障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がい特性への配慮が行き届き、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。





## 2 安心して快適に暮らせるまちづくり ～生活支援～

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

また、障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

## 3 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり ～生活環境～

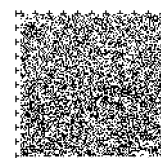
快適な生活環境を整えるため、公共施設や大規模施設等のバリアフリー化およびユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の導入を推進します。また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

障がいのある人にとっての安全・安心を確保するため、防災対策を充実させることも重要です。今後も、避難行動に支援を要する障がいのある人とその家族が安心できる避難体制の強化に努めます。

## 4 子どもの特性に応じた保育・教育環境づくり ～教育・育成～

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育<sup>\*</sup>の考えを踏まえた、特別支援教育<sup>\*</sup>の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。



## 5 自分に合った働き方が実現できる環境づくり ～雇用・就業～

---

働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。

障がい特性・状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労<sup>※</sup>を充実させるとともに、一般就労<sup>※</sup>・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。

## 6 健康に暮らし続けられる環境づくり ～保健・医療～

---

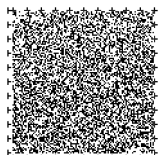
生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある人が身体の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療および福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

## 7 ふれあい、支え合うまちづくり ～情報・コミュニケーション～

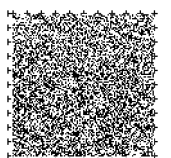
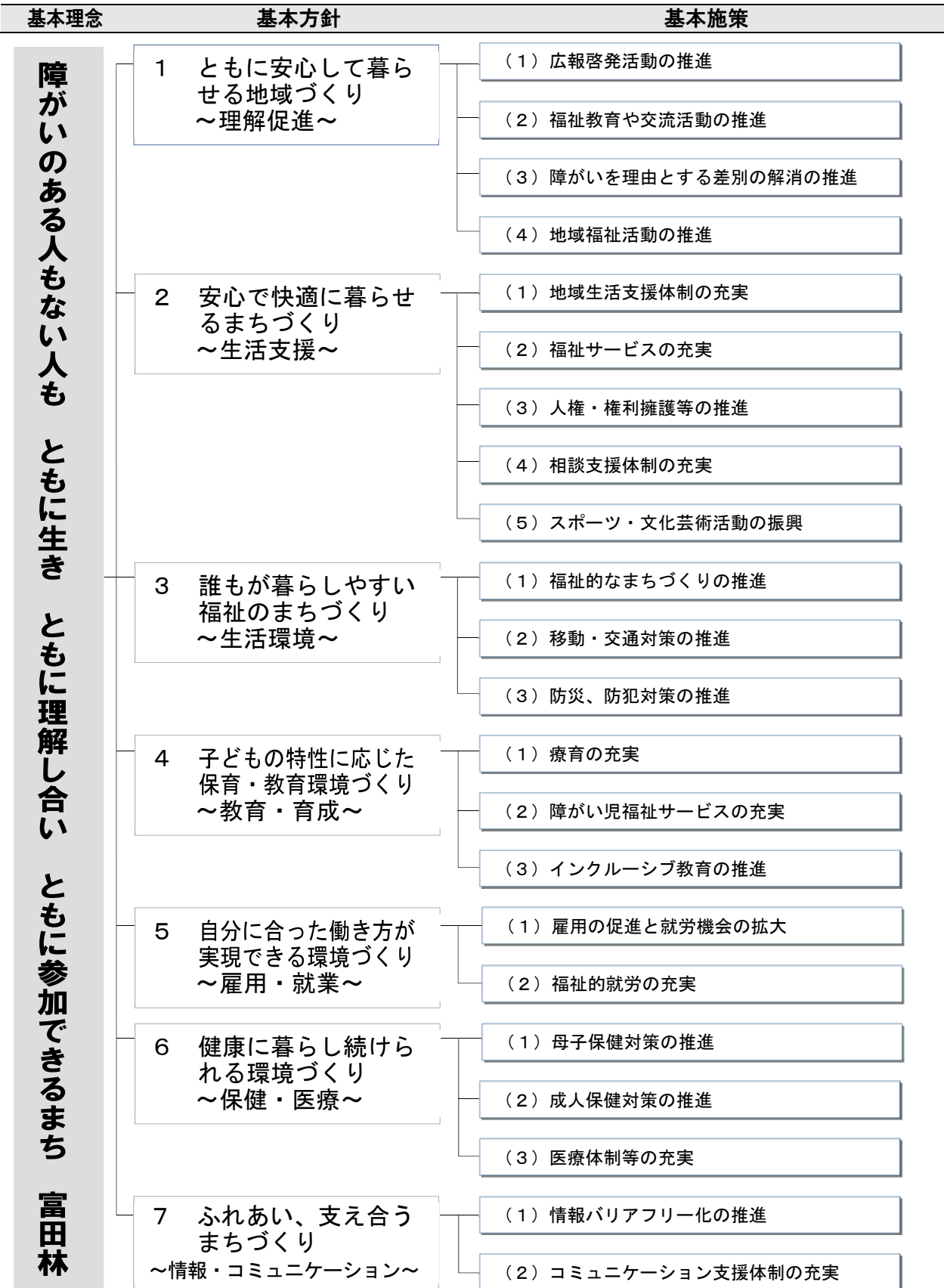
---

障がいのある人が地域で生活していく上では、さまざまな情報を得ることが重要です。これらの情報を障がいのある人が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

また、さまざまなコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある人が地域で安心して暮らすことにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。



### 3 施策の体系



## 1 ともに安心して暮らせる地域づくり ～理解促進～

## (1) 広報啓発活動の推進

## 方向性

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、すべての市民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、障がい者団体との連携等の活動のさらなる充実を図ります。

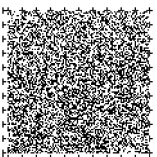
## 主な取り組み

## ①障がいおよび障がいのある人に対する正しい知識の習得と理解の促進

障がい者週間や「人権フェア」「成人式」等の機会において、障がいおよび障がいのある人に対する正しい知識の啓発・広報を行い、障がいのある人に対する理解の促進と障がいのある人の自立や社会参画を図ります。

## ②多様な情報媒体による周知啓発

市広報やポスター・チラシ等を通じて、広く市民に対して各種講座等への参加を呼びかけ、障がいに関する啓発活動を各関係団体と引き続き連携して取り組みます。



## (2) 福祉教育や交流活動の推進

### 方向性

障がいのある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある人が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

### 主な取り組み

#### ①出前講座や巡回公民館講座による市民への障がいのある人への理解の促進

出前講座\*や巡回公民館講座等のさまざまな機会を通じた、障がいに関する情報の提供等、障がいのある人への理解を促進します。

#### ②障がいのある人との交流活動や社会参加の場の拡大

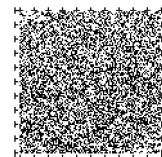
障がいのある人や地域住民、子ども、ボランティア等、それぞれが参加したくなるような交流の場、レクリエーション活動等の充実を図るとともに、さまざまなイベントの開催にあたっては、障がいのある人が参加しやすくなるよう工夫し、すべての市民との交流活動を促進します。

#### ③障がいのある子どもの交流機会の推進

放課後や週末に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティアの協力を得て、子どもの体験・交流活動等の活性化を図るなど、教育コミュニティ\*づくりを推進します。

#### ④市職員への障がいおよび障がいのある人への理解の促進

市職員に対して「障がい理解」に関する研修等を実施します。



### (3) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

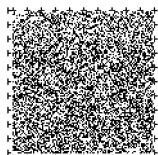
#### 方向性

障がい者を理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、さまざまな合理的配慮<sup>※</sup>に向けた取り組みを進めます。

#### 主な取り組み

##### ①障がいのある人の差別解消に関する相談支援

障がいのある人とその家族、その他の関係者からの、障がい者を理由とする「不当な差別的取扱い<sup>※</sup>」や「合理的配慮の不提供」の相談事案に関して、事実確認や問題解決に向けた助言、調整等を行います。



## (4) 地域福祉活動の推進

### 方向性

地域福祉において、ボランティア活動や市民活動は大きな役割を果たしていますが、今後その重要性がさらに高まっていくことが考えられるため、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

### 主な取り組み

#### ①ボランティア活動の推進

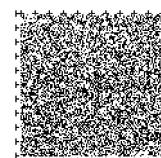
障がいのある人の地域における自立や社会参加につながるよう、地域住民に対し、ボランティア活動のきっかけづくりとして、手話、音声訳ボランティア教室等を計画的に行うとともに、受講者を地域福祉活動につなげるなど、障がいのある人の日常生活における支援に結び付ける取り組みを推進します。

また、市民への情報提供等により、ボランティア活動や市民活動への理解を促進するとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

#### ②ボランティア活動の充実と人材の育成

ボランティア活動の指導者等の研修を行い、活動の充実を図ります。

また、各種相談やニーズへの対応、支援をしたい人と支援を受けたい人とのマッチングを行う仕組みづくりや、マッチング等を担当するコーディネーター\*の育成等に取り組みます。



## 2 安心して快適に暮らせるまちづくり ～生活支援～

### (1) 地域生活支援体制の充実

#### 方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実を図ります。

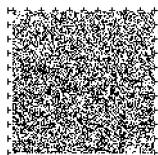
#### 主な取り組み

##### ①福祉コミュニティによる地域づくり

地域のさまざまな福祉課題を行政、専門機関および地域住民の協働により解決につなげるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）<sup>\*</sup>と地域福祉コーディネーター<sup>\*</sup>を活用し、引き続き本市における地域福祉セーフティネット<sup>\*</sup>の充実に向けた地域づくりを進めます。

##### ②地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活が送れるよう、障がいのある人向けの講座等を開催するとともに、障がいのある人の緊急対応が必要となった際の緊急居室の確保、緊急時における相談支援やグループホーム等での自立生活に向けた支援に係る連絡調整を行う地域生活支援コーディネーターの配置等、障がいのある人のニーズに応じた地域生活支援事業を実施します。





## (2) 福祉サービスの充実

### 方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

また、年金、医療費助成、各種手当による経済的支援を実施します。

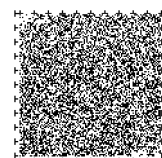
### 主な取り組み

#### ①障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、個別のニーズとライフステージ<sup>※</sup>に応じたサービスが質・量ともに確保され、自ら望む生活のあり方を選択できるよう、障がい福祉サービス基盤を整備します。

#### ②経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立し、質の高い生活が送れるよう、障がいのある人に対する手当や助成等の適切な給付により、経済的な支援を行います。



### (3) 人権・権利擁護等の推進

#### 方向性

障がいのある当事者の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度<sup>※</sup>等の利用を促進します。

また、近年社会的問題にもなっている障がい者虐待の防止および早期発見のための体制を整えます。

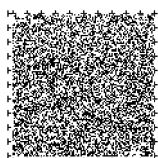
#### 主な取り組み

##### ①成年後見制度の利用促進

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、制度利用の促進に向けた体制強化に努め、制度の適切な運用に取り組みます。

##### ②障がい者虐待の防止および早期発見

障がい者虐待防止センター<sup>※</sup>に寄せられた、通報または届出に基づく障がい者虐待に関する対応を速やかに行えるよう、さまざまな虐待のケースを想定しつつ、初動体制を重視した体制強化に努めるとともに、障がい者虐待防止に向けた市民や関係機関への周知啓発に取り組みます。



## (4) 相談支援体制の充実

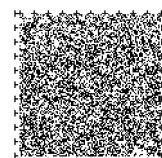
### 方向性

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

### 主な取り組み

#### ①障がいのある人の相談体制の充実

基幹相談支援センター<sup>\*</sup>を地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談および権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制を構築します。



## (5) スポーツ・文化芸術活動の振興

### 方向性

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、障がいのある人の生きがいづくりや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

さまざまな生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取り組みや障がいのある人のニーズの多様化に対応した取り組みを行い、社会的活動への参加促進を図ります。

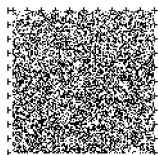
### 主な取り組み

#### ①スポーツ・レクリエーション企画の充実

障がいの種別や程度に関係なく、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを親しむことができるよう、情報の収集と提供に努めるとともに、必要な環境整備を進め、障がいの内容・状態に応じたスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

#### ②文化に触れる機会の充実

障がいのある人や障がい者団体の自主的で主体的な文化活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、障がいのある人が文化に親しみやすい機会の充実に努めます。



### 3 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり ～生活環境～

#### (1) 福祉的なまちづくりの推進

##### 方向性

公共施設、大規模施設等においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを推進します。

##### 主な取り組み

##### ①公共的建築物等におけるユニバーサルデザインに基づいた整備

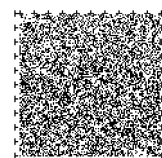
公共的建築物や公園等の施設について、「大阪府福祉のまちづくり条例」やその他各種法令等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方のもと、安全で人にやさしい生活空間の整備を進めます。

##### ②障がいのある人等にやさしい住まいの整備・充実

公営住宅の確保をはじめ、住宅相談や住宅のバリアフリー化の支援等、障がいのある人が安心して住みやすい環境の整備・充実を図ります。

##### ③福祉のまちづくりに向けた指導と推進

障がいのある人が安全に地域で生活することができるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく特定施設に係る福祉整備について、事前協議の際に指導します。



## (2) 移動・交通対策の推進

### 方向性

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であるため、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。

また、交通安全対策を充実することで、安心して街中を移動できる施設整備の充実を図るとともに、障がいのある人に対する移動支援の充実を図ります。

### 主な取り組み

#### ①移動支援施策の充実

障がいのある人の外出の機会を推進するために、NPO\*等による福祉有償運送\*の活用や福祉タクシー、車いすの貸し出し、自動車の操向装置の改造等、障がいのある人が地域で移動しやすい環境を整備します。

#### ②安全な交通の確保

公共交通機関における低床バスやリフト付き福祉タクシー等の導入を促進し、障がいのある人や高齢者等が安全に利用しやすい交通手段の整備・充実に努めます。

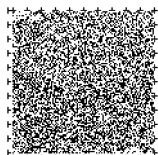
#### ③重点整備地区におけるバリアフリー化の推進

近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区においては、「富田林市交通等バリアフリー基本構想」に基づき、引き続き計画的なバリアフリー化を進めます。

その他の地区においても、同基本構想の基本理念を踏まえ、バリアフリー化を推進します。

#### ④道路における安全確保対策の推進

歩行者が安全に通行するため、歩道の段差解消および歩車道の分離を進めるとともに、点字ブロックの設置等、障がいのある人等が安心して外出できる道路空間の改善・整備を進めます。



### (3) 防災、防犯対策の推進

#### 方向性

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

また、防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や関係機関との連携により、防犯ネットワークの確立を図ります。

#### 主な取り組み

##### ①防災対策の充実

障がいのある人等の安全を地域全体で支えていくため、地域における自主防災組織や自治会等が行う障がいのある人等の避難行動要支援者<sup>\*</sup>の把握や防災マップの作成等を促進します。

また、障がいのある人が必要とするストーマ用装具<sup>\*</sup>等の保管を行うなど、災害時に備えた整備を進めます。

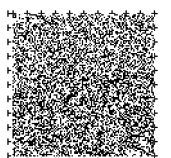
##### ②災害時に備えた組織体制づくり

避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定を行っていきます。

また、災害時における要支援者に対する支援体制の重要性について啓発・広報活動を進めるとともに、災害ボランティアの育成・確保に努め、災害時の避難誘導や安全確保の支援が迅速かつ適切に行われるよう、災害情報の連絡体制の確立や避難行動要支援者名簿の整備等を進めます。

##### ③防犯体制づくり

防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や富田林市防犯委員会等の関係機関との連携により、地域における防犯体制の確立を図ります。



## 4 子どもの特性に応じた保育・教育環境づくり ～教育・育成～

### (1) 療育の充実

#### 方向性

発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図るとともに、ネットワーク等の構築をめざします。

#### 主な取り組み

##### ①障がいのある子どもの特性に応じた療育事業の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもの地域での活動を支援するため、保育所巡回指導や、学童クラブ等での受入れを推進するなど、障がいの特性に応じた生活基盤の整備の充実を図ります。

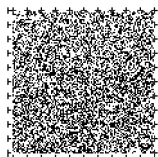
##### ②療育相談体制の充実

一人ひとりの障がいの特性等に応じた最も適切な療育・教育・保育の場の確保に向け、発達障がいを含む障がいのある子どもの成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、切れ目のない支援体制を構築していきます。

また、保育士、幼稚園教諭、学童クラブ指導員等が、発達障がいに関する研修等を受講し、子どもへの対応力を高めます。

##### ③保護者支援の充実

発達障がいやその傾向にある子どもを持つ保護者をはじめ、育児不安の強い保護者に対して、子どもへの適切な関わり方を知る機会を設けるなど保護者支援の充実を図ります。





## (2) 障がい児福祉サービスの充実

### 方向性

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成をめざした保育・教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等の指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な障がい児福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

### 主な取り組み

#### ①障がい児福祉サービスの利用促進

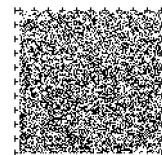
日常生活において常時の介護を必要とする障がいのある子どもに対し、障がい児福祉サービスの利用を促進するとともに、経済的な負担を軽減するために手当等を給付します。

#### ②相談・支援体制の充実

発達障がいを含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。

#### ③障がいのある子どもの居場所づくりの促進

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び学習するなど、地域における居場所づくりを推進します。



### (3) インクルーシブ教育の推進

#### 方向性

個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを引き続き進めていきます。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

#### 主な取り組み

##### ①教職員の資質向上

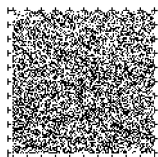
小・中学校において、障がいのある子どもの一人ひとりの能力・適性を生かした教育が受けられるとともに、その能力や個性を十分に引き出せるよう、教育内容や指導方法の充実を図ります。

##### ②特別支援教育の充実

通常の学級の中で、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、効果的な教育活動を提供できるよう、社会資源や巡回相談を活用しながら、特別支援教育の充実に努めます。

##### ③学校等のバリアフリー化の促進

市立小・中学校の教室、階段・廊下の手すり、トイレ等施設・設備について、障がいに対応できるような改修に努めます。



## 5 自分に合った働き方が実現できる環境づくり ～雇用・就業～

### (1) 雇用の促進と就労機会の拡大

#### 方向性

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障がいのある人の能力や適正に応じた就労の場を確保します。

また、雇用の拡大の促進と合わせて、雇用環境の質を上げていくための施策を充実します。

#### 主な取り組み

##### ①雇用促進（啓発）事業の推進

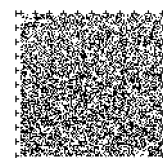
ハローワーク等関係機関による就労支援、また、障がい者雇用推進フォーラムや障がい者雇用支援月間において、企業等に対して障がい者雇用に関する啓発活動を展開します。

##### ②障がいのある人への就労の相談支援

障がいのある人や事業主に対して、障がい者雇用に伴う諸問題に対応するため、専門的な立場から助言を行うなど、障がいのある人の就労に関する相談支援を行います。

##### ③公共事業の積極的な委託

市が発注する業務について障がい者団体およびサービス提供機関への委託に努め、障がいのある人の雇用・就労につなげます。



## (2) 福祉的就労の充実

### 方向性

就労を希望する障がいのある人に福祉的就労の機会は重要であり、日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する関係機関を通じ、今後も需要を把握するとともに、広報活動や整備の促進に向けた取り組みを進めます。

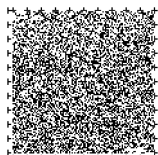
### 主な取り組み

#### ①就労支援の充実

福祉的就労の場を充実し、関係機関との連携体制の強化を図ります。また、市が発注する業務を福祉作業所等に委託することで、障がいのある人の工賃増を図るなど、就労支援に努めます。

#### ②授産製品等の販売の支援

障がいのある人が作った授産製品<sup>\*</sup>の販売活動や販路拡大の支援をするとともに、展示や販売を目的とした取り組みを支援します。



## 6 健康に暮らし続けられる環境づくり ～保健・医療～

### (1) 母子保健対策の推進

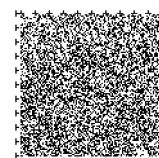
#### 方向性

身体障がいのある子ども、知的障がいのある子ども、発達障がいのある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

#### 主な取り組み

##### ①妊婦、乳幼児健康診査等の健康診査体制の充実

障がいの早期発見・早期療育に向け、妊婦・乳幼児健康診査体制の充実を図るとともに、フォローが必要な乳幼児の健全な発育・発達を促すよう、相談支援体制の充実を図ります。



## (2) 成人保健対策の推進

### 方向性

糖尿病等の生活習慣病による障がいを防止するため、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。また、広報等による啓発を強化するなど、より多くの市民が各種健康診査やがん検診を受診することができるようにしていきます。

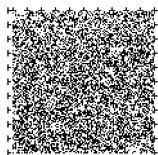
### 主な取り組み

#### ①健康相談等による生活習慣病の予防

生活習慣病を予防するため、健康教育や健康相談において、生活習慣病に関する正しい知識の普及を図ります。

#### ②機能訓練による障がいの程度の維持および向上

身体障がいのある人の残存機能の維持および向上が図れるよう、機能訓練の機会を提供します。



### (3) 医療体制等の充実

#### 方向性

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。そのため、身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

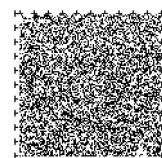
#### 主な取り組み

##### ①医療費等の補助・給付

医療費の一部を補助・給付することで、健康の保持や生活の安定を図り、障がいのある人の福祉を増進します。

##### ②医療の充実

富田林病院の建替えを行い、良質な医療サービスの提供や災害時の体制強化を図るとともに、各医療機関との連携強化により、地域医療体制の充実を図ります。



## (1) 情報バリアフリー化の推進

### 方向性

障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるように、障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

### 主な取り組み

#### ①情報バリアフリー化の推進

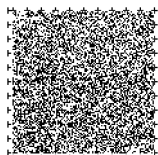
視覚障がいのある人に対する情報バリアフリー化として、点字パンフレット等の窓口設置や、印刷媒体における墨字の点字化を進めます。また、視覚障がいのある人および発達障がいのある人等への情報バリアフリー化として、ピクトグラム\*表記等、視覚支援による情報提供に努めます。

#### ②誰もが情報を得ることのできる環境づくり

市のウェブサイトのアクセシビリティ\*化を実施し、高齢者や障がいのある人を含めて、誰もが市のウェブサイトで提供される情報や機能を利用しやすいよう利便性の向上を図ります。

#### ③各種イベント等における手話通訳者や要約筆記者の配置

障がいのある人にもさまざまなイベント等に参加していただけるように、手話通訳者や要約筆記者を配置します。





## (2) コミュニケーション支援体制の充実

### 方向性

聴覚障がい等のある人の意思疎通の充実を図るために、障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記者等のコミュニケーションに関する支援体制の充実を図るとともに、さまざまなイベント等の地域交流や活動に参加しやすい環境を整えます。

### 主な取り組み

#### ①手話通訳者や要約筆記者、音声訳・点訳ボランティア等の育成・確保

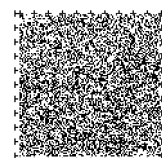
障がいのある人への情報提供体制を充実・強化するため、関係団体等との連携のもと、手話通訳者や要約筆記者、音声訳・点訳ボランティア等の育成・確保を進めます。

#### ②手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がいのある人、音声または言語機能障がいのある人と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、必要に応じ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

#### ③緊急時における通報体制の促進

聴覚・言語障がいのある人については、電話による通報が困難なため、FAX119\*やメール 119\*による火災・救急・救助および病院照会を受けるなど、緊急時の通報体制を充実します。



## 1 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」「富田林市地域福祉計画」「富田林市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の上位・関連計画との連携を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、障がい者地域自立支援協議会<sup>※</sup>や関係機関および庁内関係各課による連携を強化し、総合的な障がい者施策の展開に取り組みます。

## 2 国、大阪府、近隣市町村との連携

本計画の内容は、本市単独で対応できないものも含まれています。国や大阪府の事業や施設を利用することが必要なもの、近隣の市町村と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

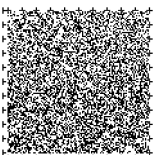
## 3 市民、民間団体、事業者との連携

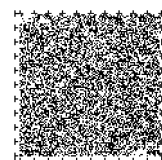
本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体および事業者の協力を得ることが不可欠であり、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、市民、民間団体、事業者の取り組みを積極的に支援していきます。

また、障がいのある人の地域生活の支援を充実していくためにも、保健・医療・福祉関係等による連携を図ります。

## 4 点検および評価の考え方

本計画に位置付けた施策の推進状況や進捗状況については、「富田林市障がい者施策推進協議会」において、点検および評価を行い、計画の効果的かつ継続的な推進を図ります。







# 資料編

## 1 策定経過

### (1) 各種調査概要

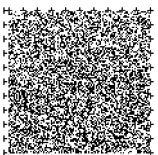
- ①障がい者アンケート調査、市民アンケート調査（2016（平成28）年10月～11月）
  - ・障がい者アンケート調査：本市在住の障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者から、1,500人に発送
  - ・市民アンケート調査：本市在住の18歳以上の人から500人に発送
  - ・回答 障がい者アンケート調査：906人（60.4%）  
市民アンケート調査：236人（47.2%）
- ②指定特定相談支援事業所等のアンケート調査（2017（平成29）年3月）
  - ・市内にある指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所の8事業所
  - ・アンケートの提出
- ③障がい者団体ヒアリング調査（2017（平成29）年3月）
  - ・本市で活動されている4団体
  - ・調査票の提出およびヒアリングの実施
- ④パブリックコメント（2018（平成30）年1月）
  - ・意見提出者3通、意見数6件

### (2) 協議会

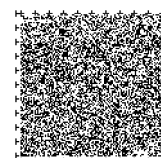
- 富田林市障がい者施策推進協議会（2016（平成28）年8月～2018（平成30）年2月）
- ・障がいのある人の代表3名、障がい福祉に関する事業に従事する人2名、学識経験者5名、市議会議員代表1名、関係行政機関の職員3名、オブザーバー1名で構成、計6回開催

### (3) 庁内委員会

- 富田林市障がい者計画策定委員会（2017（平成29）年7月～11月）
- ・本市の関係各課の代表者13名で構成、計3回開催



日程	内容
2016（平成28）年8月31日	富田林市障がい者施策推進協議会（第1回）
2016（平成28）10月25日～ 11月30日	障がい者・市民アンケート調査実施
2017（平成29）年2月1日	富田林市障がい者施策推進協議会（第2回）
2017（平成29）年3月7日～24日	指定特定相談支援事業所等アンケート調査実施
2017（平成29）年3月23日～24日	障がい者団体ヒアリング調査実施
2017（平成29）年7月3日	富田林市障がい者計画策定委員会（第1回）
2017（平成29）年7月5日	富田林市障がい者施策推進協議会（第3回）
2017（平成29）年10月2日	富田林市障がい者計画策定委員会（第2回）
2017（平成29）年10月4日	富田林市障がい者施策推進協議会（第4回）
2017（平成29）年11月15日	富田林市障がい者施策推進協議会（第5回）
2017（平成29）年11月27日	富田林市障がい者計画策定委員会（第3回）
2018（平成30）年1月4日～31日	パブリックコメント
2018（平成30）年2月28日	富田林市障がい者施策推進協議会（第6回）



## 2 富田林市障害者施策推進協議会条例

### (1) 富田林市障害者施策推進協議会条例

昭和 52 年条例第 36 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号) 第 36 条第 4 項の規定に基づき、本市に富田林市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(費用弁償)

第 5 条 委員の費用弁償は、富田林市職員旅費支給条例(昭和 52 年条例第 5 号)に準じて支給する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年条例第 24 号)

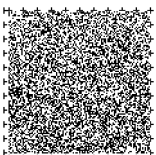
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 17 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 90 号)附則第 1 条第 1 号に規定する政令で定める日から施行する。



## (2) 富田林市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 52 年規則第 25 号

第1条 この規則は、富田林市障害者施策推進協議会条例（昭和 52 年条例第 36 号）第 7 条の規定に基づき、富田林市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第4条 協議会の庶務は、障害福祉担当課がこれにあたる。

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 29 号）

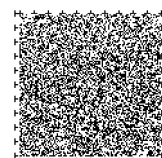
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 20 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 17 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。



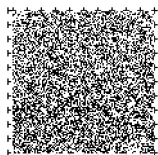
### 3 富田林市障がい者施策推進協議会 委員名簿

任期：2017（平成29）年11月1日～2019年10月31日

選出区分	氏名	備考
市議会議員 (1号委員)	高山 裕次	市議会 建設厚生常任委員会 委員長
識見を有する者 (2号委員)	國定 慶太	富田林医師会 理事
	宋 連玉	富田林歯科医師会 理事
	端山 弘明	富田林市社会福祉協議会 会長
	山崎 修平	富田林市民生委員児童委員協議会 副会長
	木下 佳信	富田林人権擁護委員協議会富田林市地区委員会 常務委員
関係行政機関の職員 (3号委員)	大家 角義	大阪府富田林保健所 参事兼地域保健課 課長
	村田 憲司	河内長野公共職業安定所 所長
	奥野 恵一	富田林市立東条小学校 校長
障がい者 (4号委員)	扶川 始	富田林市身体障害者福祉協会 会長
	宮崎 幸美	前 富田林市心身障害児(者)父母の会 会長
	都留 秀行	富田林地区精神障害者家族会ときわぎ会 会長
障がい者の福祉に関する 事業に従事する者 (5号委員)	久保田 全孝	大阪府障害者福祉事業団 理事長
	的場 政一	四天王寺和らぎ苑 事務局長
オブザーバー	丸橋 正子	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐

#### ○ 富田林市障がい者施策推進協議会 前任 委員名簿

選出区分	氏名	備考
市議会議員 (1号委員)	西川 宏郎	市議会 文教厚生常任委員会 委員長 (2017(平成29)年5月31日まで)
識見を有する者 (2号委員)	入船 盛弘	富田林医師会 理事 (2017(平成29)年10月31日まで)
	原山 信雄	富田林市民生委員児童委員協議会 副会長 (2016(平成29)年11月30日まで)
	鈴木 善勝	富田林人権擁護委員協議会富田林市地区委員会 (2017(平成29)年10月31日まで)
関係行政機関の職員 (3号委員)	鹿島 浩	富田林市立藤沢台小学校 校長 (2017(平成29)年3月31日まで)
オブザーバー	富田 和士	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 総括主査 (2017(平成29)年3月31日まで)





## 4 用語の解説

### あ行

#### 一般就労

一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

#### インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

#### ウェブサイトのアクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

#### NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

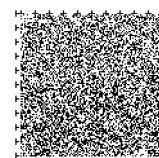
### か行

#### 基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

#### 教育コミュニティ

学校と地域が協働して子どもの発達や教育のことを考え、活動していく仕組み。



## 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援等を実施するとともに要援護者に対する見守り・発見・つなぎにおけるセーフティネットの体制づくりを図るために配置されるソーシャルワーカー。

## コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。

# さ行

## 授産製品

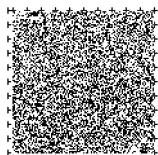
障がいのある人が一般企業等への就労等、自立した生活を営めるよう障がい者施設や作業所において作業訓練を行っており、授産製品はそうした作業訓練の一環として製作した製品のこと。

## 障がい支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

## 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待に関する疑問や悩みなどの相談、障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けている人からの届出の対応窓口。また、障がい者虐待の防止や早期発見、障がいのある人に対する一時保護や支援等を行う。



## 障がい者地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。

## 障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。

## ストーマ用装具

人工膀胱や人工肛門を造設した際に、腹部につくられたストーマからの排泄物を一時的に受けるための装具のこと。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう権利擁護する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

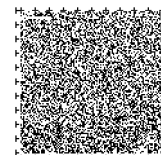
## ソーシャル・インクルージョン

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会（厚生省社会・援護局）報告書（2000（平成12）年12月8日）で用いられた言葉。「イギリスやフランス等のヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念。貧困者や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目的としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。」（同報告書より）

# た行

## 地域福祉コーディネーター

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の協力を得て、活動区域の福祉課題および社会資源等から地域福祉の状況を把握、分析するとともに、地域の福祉活動者等の担い手の確保や育成に努め、地域福祉コミュニティ活動を組織化するコーディネーターのこと。



## 地域福祉セーフティネット

地域における「見守り・発見・つながりのネットワーク」を構築し、多様な主体による声掛けや見守りから、さまざまな相談（生活・就労・教育・人権関連等）やつながり、地域住民の支え合い活動、公的サービス、行政措置まで、さまざまな支援を重層的に行う安全網のこと。

## 出前講座

市民の学習を目的に、市職員等が地域に出向いて市政に関する講座を実施すること。

## 特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点で、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

## な行

### ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

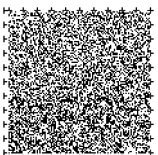
## は行

### ピクトグラム

不特定多数の人々に対して情報を伝えるためにデザインされた、専門的または職業的訓練なしでも理解される図記号。絵文字。

## 批准

国家が条約に正式に拘束されることへの同意を表明する方法の一つであり、条約への署名を行った後に、その内容について国会の承認を得て、批准書を寄託や交換することによって行う方法。



## 避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

## FAX 119

聴覚障がいや言語障がいにより電話による119番通報が困難な人が、FAXを使用し救急車や消防車を要請することができるもの。

## 福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な人が、障がい福祉サービス等の福祉施策を利用して就労すること。

## 福祉有償運送

NPO法人等が障がいのある人や高齢者等の公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、営利とは認められない範囲の対価によって行う移送サービスのこと。

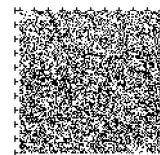
## 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がいのある人の権利利益を侵害すること。

# ま行

## メール 119

聴覚障がいや言語障がいにより電話による119番通報が困難な人がインターネットに接続されたパソコンや携帯電話等から電子メールを使用し、救急車や消防車を要請することができるもの。



## や行

### ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

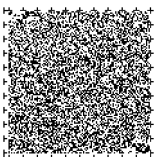
## ら行

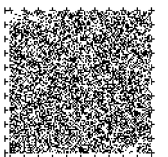
### ライフステージ

人生のライフサイクルにおける状況の段階を区分したもの。

### リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自律能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自律と参加を目指す考え。





## 第4次富田林市障がい者計画

発行年月：2018（平成30）年3月

編集・発行：富田林市子育て福祉部障がい福祉課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話：0721-25-1000

F A X：0721-25-3123

<http://www.city.tondabayashi.lg.jp/>

E - m a i l：fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

